516
91

516
91

昭和五年

朝鮮要覽

朝鮮總督府編纂

昭和五年

朝鮮要覽

朝鮮總督府編纂

本書は最近に於ける朝鮮の事情を紹介せんが爲に編纂したるものなり

昭和四年十二月

朝鮮要覽 昭和五年

目次

第一章 總說……一
第一節 地勢……一
第二節 氣候……二
第三節 戸口……五
第二章 交通……一一
第一節 鐵道……一二
一 國有鐵道……一二
二 關釜連絡船概況……一五
三 私設鐵道及軌道……一五
第二節 道路……一九

80W08961

第三節　港灣……二〇
第四節　海事……二一
第五節　河川……二四
第六節　通信事業……二八
第七節　郵便爲替貯金……二九
第八節　電氣及瓦斯事業……三二
第三章　地方行政……三五
第一節　道府郡島……三五
第二節　公共團體……三六
一　道地方費……三六
二　府……三七
三　面……三九
四　學校費……四三
五　學校組合……四四
第三節　府郡島臨時恩賜金……四八

第四章　社會事業……四九
第一節　罹災救助……四九
第二節　賑恤救護……五〇
第三節　地方改良の狀況……五二
第四節　福利施設……五三
第五節　職業輔導……五六
第六節　小作問題……五八
第七節　鄉校財產……五九
第八節　活動寫眞……五九
第九節　濟生院……六〇
第十節　感化院……六一
第十一節　救療機關……六二
第五章　教育……六五
第一節　普通教育……六五
一　國語を常用する者の教育……六五

二　國語を常用せざる者の教育……六六
三　書堂……六九
四　幼稚園……七〇
第二節　實業教育及專門教育……七〇
第三節　大學教育及其の豫備教育……七二
第四節　師範教育……七三
第五節　在內地朝鮮學生……七四
第六節　經學院……七六
第七節　圖書館……七六
第八節　朝鮮美術展覽會……七七
第六章　財政及經濟……七九
第一節　財政……七九
一　歲計……七九
二　國債……八一
三　租稅……八二

四　驛屯賭收入……一〇〇
第二節　通貨……一〇一
第三節　金融機關……一〇二
第七章　專賣……一一三
第一節　煙草……一一三
第二節　人蔘……一一六
第三節　鹽……一一七
第四節　阿片……一一九
第八章　農業……一二一
第一節　土地……一二一
第二節　國有未墾地……一二二
第三節　公有水面（干潟及沼澤）……一二三
第四節　農業者……一二五
第五節　農產……一二六
第六節　蠶業……一二〇

第七節　畜產……一三五
第八節　穀物檢査……一三八
第九節　肥料取締……一四一
第十節　勸農機關……一四二
第十一節　水利組合……一四五
第九章　商業……一五一
第一節　朝鮮人の商業……一五二
第二節　內地人の商業……一五四
第三節　會社……一五四
第四節　商業會議所……一五六
第五節　產業組合……一五七
第六節　商工奬勵館……一五八
第十章　工業……一六一
第一節　朝鮮人の工業……一六一
第二節　內地人の工業……一六七

第三節　中央試驗所……一七三
第四節　工業奬勵……一七三
第十一章　貿易……一七五
第一節　國別貿易……一七五
第二節　港別貿易……一七七
第三節　輸移出重要品……一七八
第四節　輸移入重要品……一七九
第五節　貿易船舶……一八一
第十二章　林業……一八三
第一節　森林保護……一八四
第二節　殖林事業……一八六
第三節　砂防事業……一九二
第四節　造林貸付並成功讓與……一九四
第五節　國有林野存廢區分調査……一九五
第六節　國有森林の讓與……一九六

第七節　國有林經營……一九八
一　治革……一九八
二　營林の狀況……一九九
第八節　林業試驗……二〇四
第十三章　鑛業……二〇五
第一節　鑛業の概況及特許鑛山……二〇五
第二節　鑛床調査と鑛物の調査及試驗……二一〇
第三節　主要鑛物及其の鑛業……二一二
第十四章　水產業……二一九
第一節　水產業の概況……二一九
第二節　漁業處分……二二一
第三節　水產業の保護奬勵……二二二
第四節　水產試驗及調査……二二七
第五節　水產業發展の狀況……二三二
第六節　水產業の改良及狀況……二三五

第十五章　祭祀及宗教……二四一
第一節　朝鮮從來の祭祀……二四一
第二節　神社……二四四
第三節　宗教……二四四
第十六章　警察……二五一
第一節　治安狀況……二五一
第二節　定員配置……二五二
第三節　警察區劃……二五三
第四節　警察官の養成……二五四
第十七章　衛生……二五五
第一節　醫療機關……二五五
第二節　藥品取締……二六〇
第三節　飲食物及其の他物品の取締……二六二
第四節　痘苗製造……二六三

第五節　屠場及屠畜……二六四
第六節　牛乳搾取所及牛乳取締……二六四
第七節　汚物掃除……二六五
第八節　海港檢疫……二六五
第九節　上水……二六六
第十節　傳染病豫防……二六七
第十一節　地方病……二六九
第十二節　獸疫……二七三
第十三節　移出牛檢疫……二七五
第十八章　司法……二七七
第一節　裁判制度……二七七
第二節　適用法規……二七八
第三節　不動産登記制度……二八一
第四節　戸籍事務……二八二
第五節　公證事務……二八四

第六節　執達吏事務……二八四
第七節　供託事務……二八五
第八節　監獄……二八六
第九節　免囚保護事業……二八九
第十九章　地形圖及地籍圖……二九一
第二十章　古蹟調査及朝鮮史編纂附博物館……二九七
第二十一章　軍事……三〇三
第一節　陸軍……三〇三
第二節　海軍……三〇六

朝鮮總督府

京城　市街

京城　皇城

漢江八道江橋と鐵道橋

金剛山

（院化感）校　學興永

科　預　學　大　國　帝　城　京

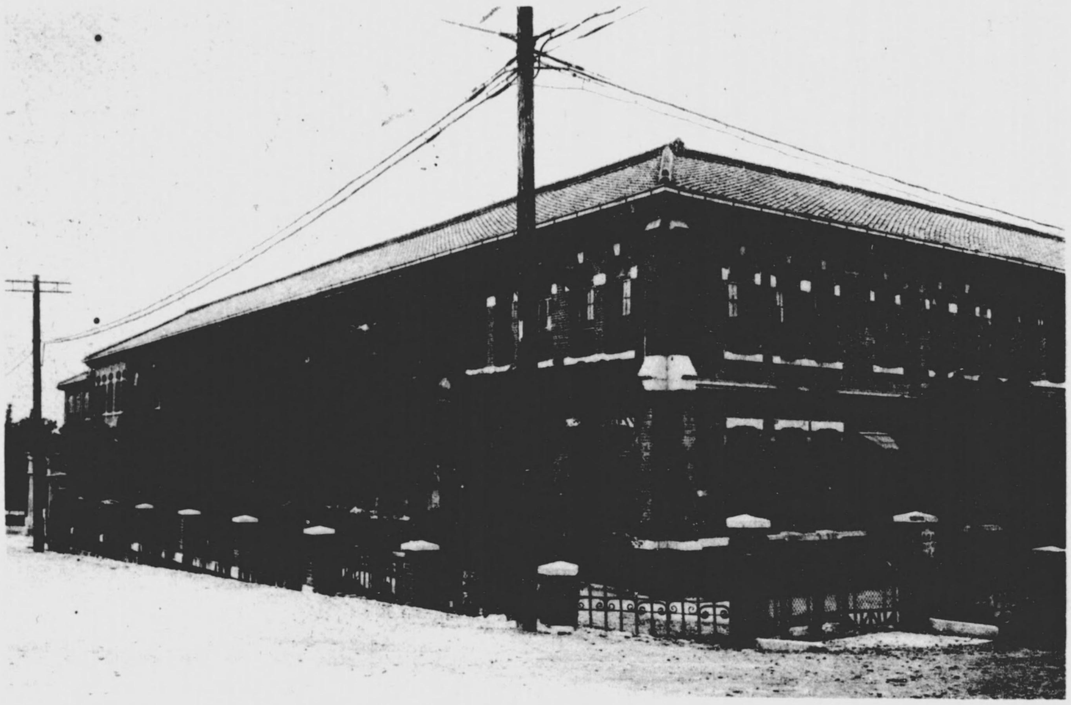

京城日出公立小學校

群山港の米穀積出

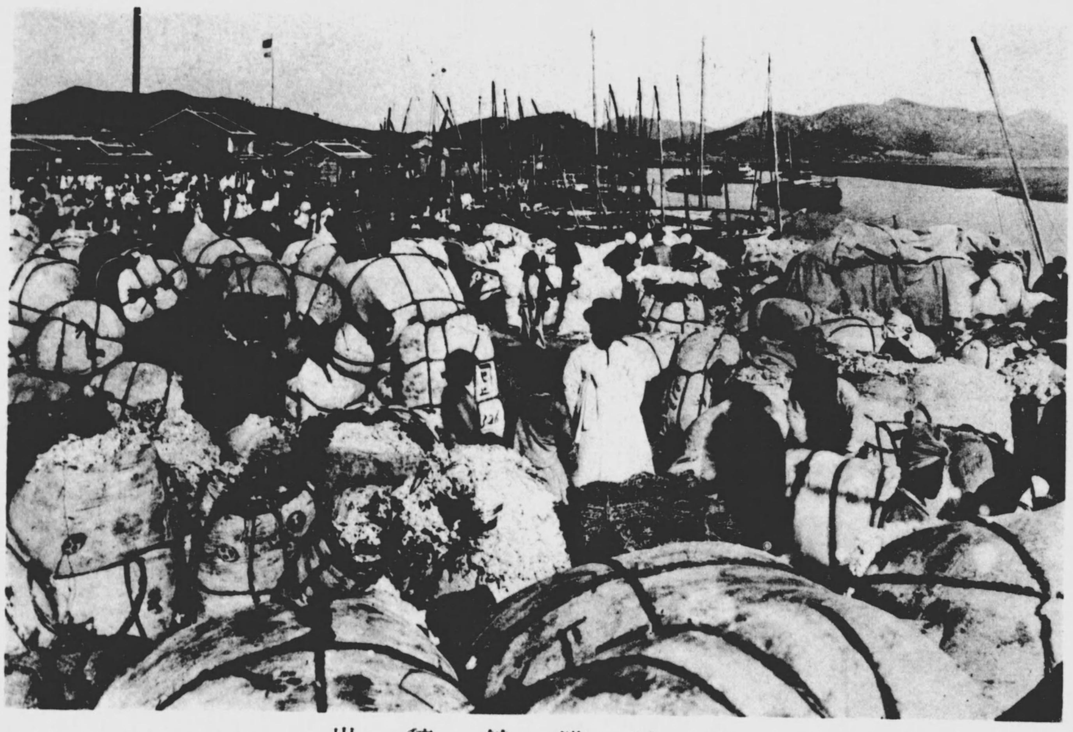

木浦港綿積出

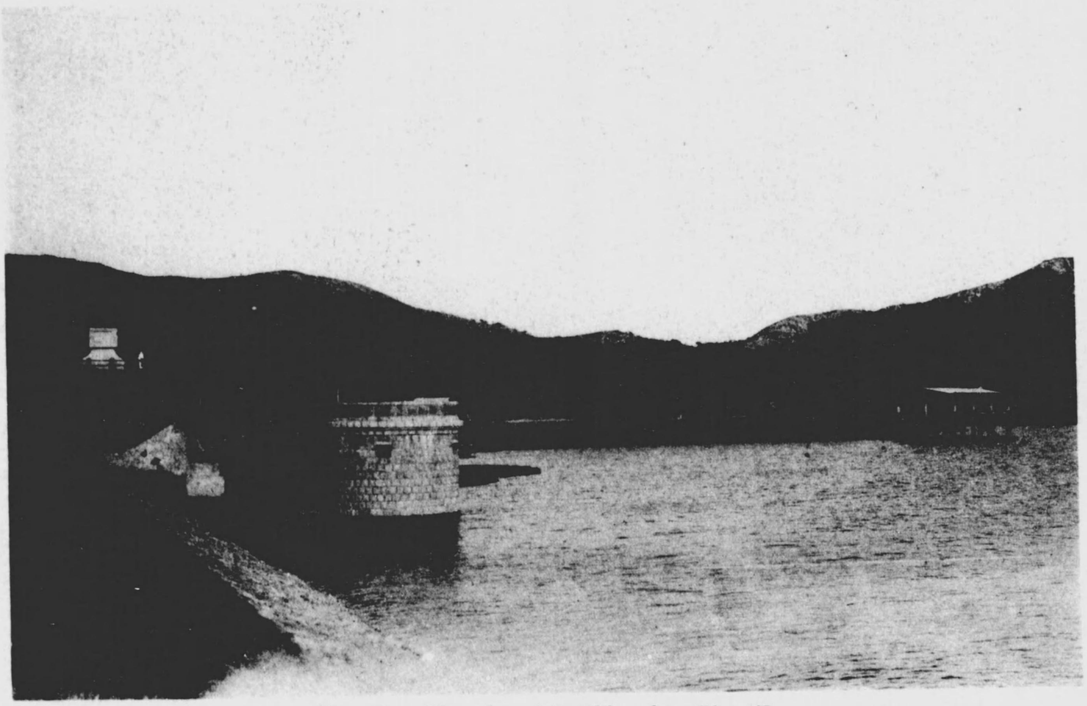

溫陽水利組合貯水池

出搬材木中源江綠鴨

行銀蔚班鮮朝

清津港輸出入の狀況

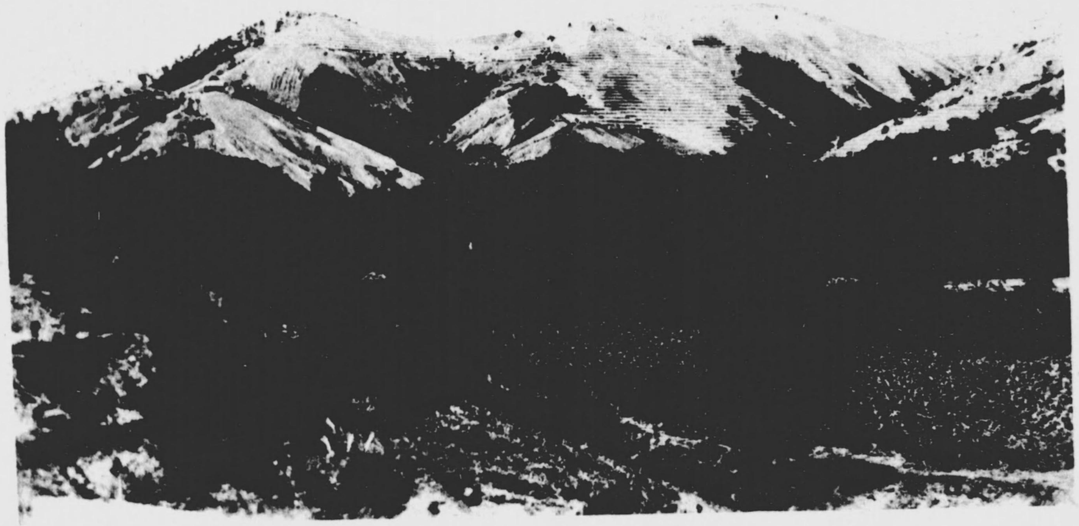

砂防工事の未成林

朝鮮神宮

安東の鴨綠江

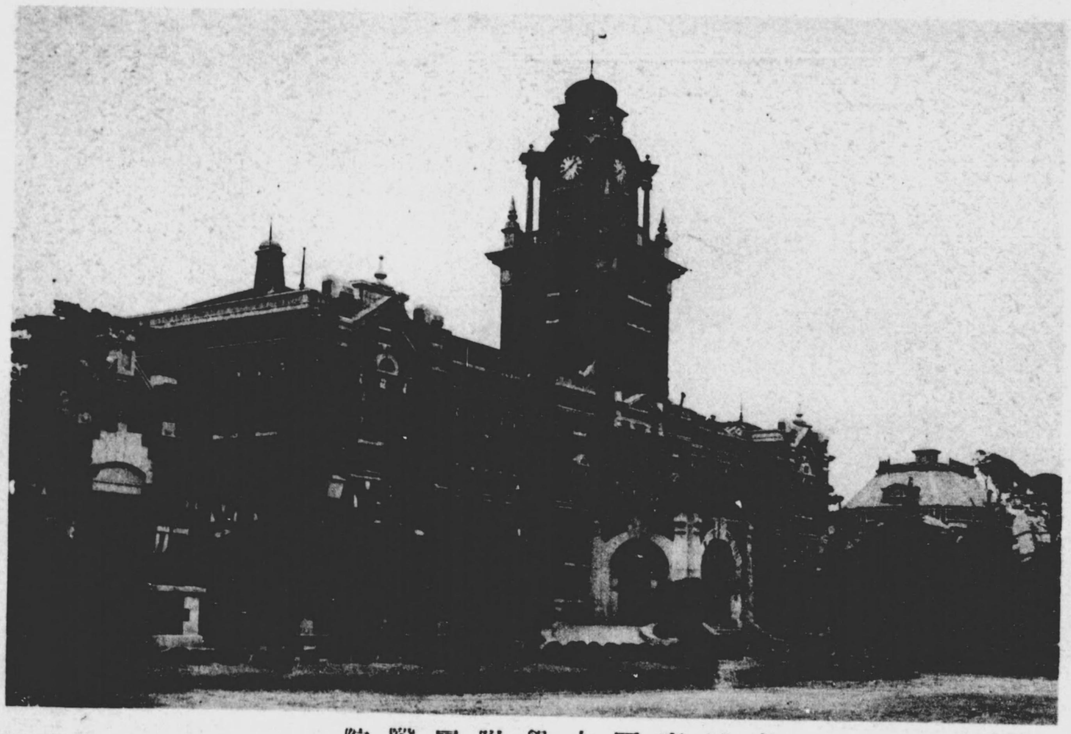

京城帝國大學附屬醫院

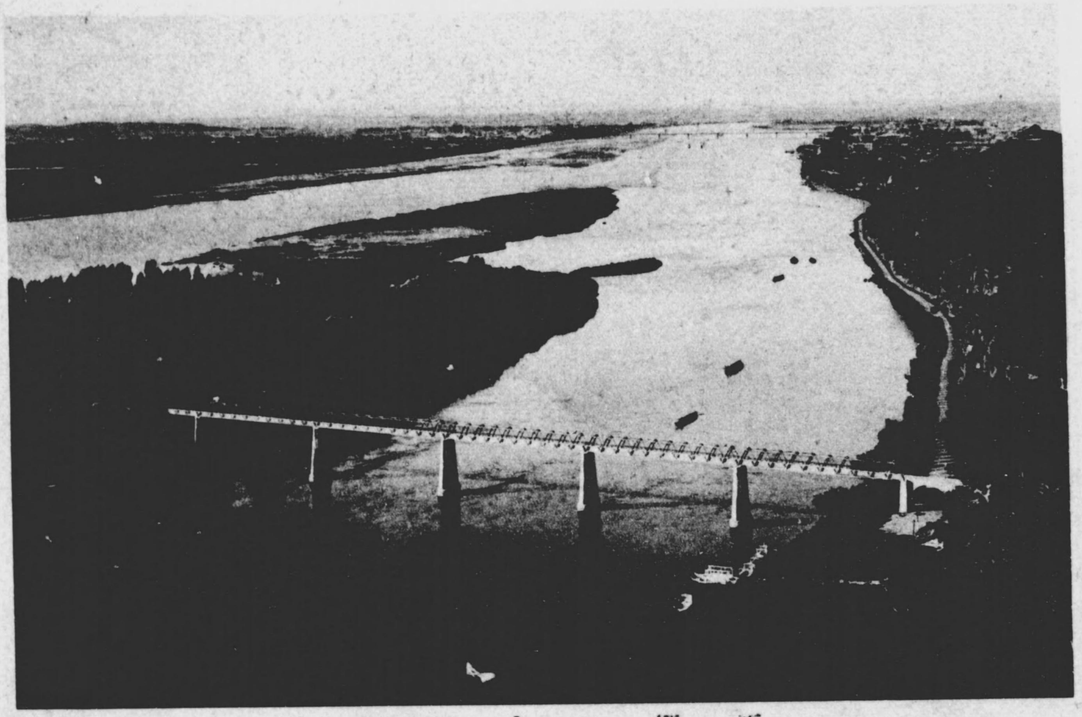

平壤の水道橋

釜山港の新錦

朝鮮要覽

昭和五年

第一章 總說

第一節 地勢

朝鮮の位置は東徑百二十四度十一分より百三十度五十六分二十三秒北緯三十三度六分四十秒より四十三度三十六秒の間に在りて面積一萬四千三百十二方里東は日本海に面し西は黃海に臨み南は朝鮮海峽を隔てゝ九州及中國に對し北は鴨綠江及豆滿江を以て滿洲及露領に界す東部海岸には元山、城津、淸津、雄基港あり南部及西部海岸は島嶼散布し岬灣出入し釜山、木浦、群山、仁川、鎭南浦等の良港を形成せり

地勢は蜿蜒たる長白山脈東北より西南に連りて北方の國境を擁し其の一脈南に延びて

平安南北、咸鏡南北兩道の境を劃して江原道に入り東海岸線に沿ひ南に走り半島の脊梁を成せり、脊梁山脈以東の地は斜面急峻にして大川平野に乏しきも其の以西は比較的緩斜にして處々平野多く鴨綠江、大同江、臨津江、漢江、錦江、蟾津江、洛東江等ありて舟楫の便灌漑の利に富み地味概して肥沃なり

第二節　氣　候

氣溫　年平均氣溫は南部海岸は攝氏十三度餘にして北進するに從ひ次第に遞減す中央部は十度內外にして國境內外に入れば四度乃至三度となる又東部海岸は西部海岸に比すれば氣候溫和にして夏季を除きては約二度內外高溫なるを常とす蓋し西部海岸は冬季北西季節風多きも東部海岸は脊梁山脈の爲風勢微弱と爲り且海水溫度は西部海岸に比し高溫なるに因る尙寒氣は南北に於て大差あるも暑氣は其の差極めて少なし

風　亞細亞大陸の東部は一般に季節風多きを以て朝鮮に於ても亦季節に因りて主風方向略一定せり卽ち冬季大陸方面より來る風は朝鮮附近に於て北西風と爲る又夏季は一般に南偏の季節風と爲り兩季節風の交替期たる春秋の候は風向區々にして一定せず又兩季節風は啻に風向相反するのみならず冬季は空氣一般に乾燥して天氣晴れ氣壓の傾斜概して急峻に風力强きも夏季は濕潤にして曇天、雨天の日多く且氣壓の勾配緩なるを以て風勢甚だ弱し又冬季々節風は夏季々節風に比して其の期間永く西部海岸は冬季北西風を受くるを以て風力强きも東部海岸は之に反し脊梁山脈に遮らるゝに因り風勢概して弱し尙全域を通觀するに風勢は沿海に於て强く內陸に於て弱き傾向あり

雨　雨の年量は概して少し卽ち全土の大半は八百乃至千粍を示し南東部海岸は稍や多く北部並に北西方に至るに從ひ次第に遞減せり卽ち釜山より元山に亘る沿岸は年量千五百粍に達し中部は約千粍西部海岸は九百乃至千粍を測るも北部地方は遙に減少して七百粍內外となれり就中咸鏡南北道の高原地方は最寡雨にして年量五百粍に充たざる處あり又降雨は季節によりて差異甚しく十月より翌年三月に至る間は乾燥期にして雨

量極めて少く六月より八月に至る間は降雨期に屬す而して南部地方に於ては降雨最盛期は七月なるも東部海岸の北部は八月にして時に九月に亘れり斯の如く各地方を通じて雨期と乾燥期と截然たる區別あるは半島の一特色なりとす

●霜　初霜は北部地方に在りては九月上旬に之を見るも他は概ね十月下旬より十一月中旬の間に在りて四月中に終るを一般とし北部地方に在りては五月に入りて終るを常とす而して南部に在りても往々五月中旬晩霜を見ることあり

●霧　朝鮮近海到る處濃霧を發生す就中最多きは多島海附近にして濃霧日數一年中七十日内外に達し西部近海北東部沿岸地方之に亞ぎ其の他は二十日乃至五十日の間に在り而して元山以南の東部海岸地方最も少し又濃霧は沿岸に近づくに從つて減少し内陸に入りては殆んど皆無となり冬季に於ては概して之を見ざるも初春より漸次發生して晩春初夏の候最盛に盛暑期に入るに及びて減退す

●雪　降雪始終の期は年々遲速あれども初雪は北部高原地方に最も早くして十月下旬に他は概ね十一月下旬に南東海岸地方は最も晩くして十二月下旬に於て之を見る終雪は北部國境地方最も晩くして四月末に屬し釜山地方最も早く三月上旬其の他は三月中旬乃至四月中旬の間に在り然れども冬季は一般に雨雪量少きを以て積雪一二尺に及ぶは北部の山地に限られ中部以南の平原に於ては五寸を越ゆること稀れなり

第三節　戸　口

昭和三年十二月三十一日現住戸口調査に依れば總戸數三百六十二萬六千八百八十九戸内、内地人十二萬二千七百七十三戸、朝鮮人三百四十八萬九千三百四十四戸、外國人一萬七百七十二戸、人口總數一千九百十八萬九千六百九十九人内、内地人四十六萬九千四十三人、朝鮮人一千八百六十六萬七千三百三十四人、外國人五萬三千三百二十二人なり

各道面積と現住戸口

現住戶口職業別

道面積	戶數				人口			
	內地人	朝鮮人	外國人	合計	內地人	朝鮮人	外國人	合計
京畿道 八三一	三八、〇三三	三五〇、九二二	一、九六三	三八〇、九一八	一二三、〇三三	一、八一七、四三二	八、九〇七	一、九四〇、〇六二
忠清北道 四八一	三、一四四	一三四、八四三	三三七	一三七、三三六	七、三三三	八三三、三八九	一、〇四三	八三三、〇六六
忠清南道 三三三	三、六〇四	二三一、三四四	七四〇	二三七、九二四	二一、三四八	一、二三七、九九三	二、三〇四	一、二八一、八四四
全羅北道 三三三	七、六六八	二六三、三九七	六三〇	二七一、六一三	二九、九四四	一、三四三、八八六	二、三三一	一、三八、一六一
全羅南道 九〇〇	八、三四三	四〇三、八二八	四三三、四四	四一四、八二三	三三、三三六	二、〇八〇、〇三七	一、三三三	二、二二七、三三六
慶尙北道 一、〇三一	二、八六六	四一三、一二三	六三四	四二三、六九三	四三、九三三	二、二三四、〇一六	二、二三一、〇四〇	
慶尙南道 七九八	一九、四三七	三六四、四〇四	四六七	三八四、三三八	七九、九三八	一、八八三、九三七	一、七〇三	一、九六七、三七七
黃海道 一、〇八三	四、三一四	二三〇、二一一	八四三	二三七、三六七	一三、八八三	一、三三二、八〇四	三、三六〇	一、三九三、〇四九
平安南道 九六八	二一、三六三	三三三、三三〇	一、一二三	三三三、四〇七	三九、三七四	一、二三三、九八〇	四、三一三	一、二八、〇六六
平安北道 一、八四四	三、六三八	二四四、九三三	四、〇二七	二三四、六三八	一七、四四三	一、三七二、一三〇	一三、三六六	一、四〇三、一三一
江原道 一、三〇三	三、〇一九	二三〇、七二一	四四三	二三四、一二三	九、四九三	一、二二三、八三七	一、一四八	一、二八六、四七七
咸鏡南道 二、〇三四	七、三三四	二二三、一九四	一、二三九	二二三、二〇七	二八、六六八	一、二四九、二三六	三、三一一	一、二三八、四七三
咸鏡北道 一、三三九	六、九三二	一〇一、九二三	一、四一四	一一〇、二六九	三三、六一二	六二八、三六七	三、二三八	六二七、四〇三
總計 一四、三一二	一二二、七三三	三、四八九、三四二	一四、七三二	三、六二六、八八九	四六九、〇四三	一八、六六七、三三四	三三、三三三	一九、一八九、六九九

現住內地人戶口本籍別

	戶數				人口			
	(一)戶數				(二)人口			
	農業、牧畜、林業、漁業	工業	商業及交通業	公務及自由業	其の他の有業者	無職業及職業を申告せざる者	合計	
內地人	一二、二六一	一六、三〇四	三三、三四七	四六、六四一	八、三〇一	三、三一九	一二二、七三三	
朝鮮人	二、八三四、六一二	八〇、二三九	二四六、六三六	九三、四四六	一七三、八三七	六一、三一四	三、四八九、三四二	
外國人	三、三〇一	一、三三三	七、一六七	六四九	一、九〇六	一八六	一四、七三二	
	農業、牧畜、林業、漁業	工業	商業及交通業	公務及自由業	其の他の有業者	無職業及職業を申告せざる者	合計	
內地人	三三、一八〇	六七、八九一	一四三、九三七	一三九、一六八	三一、〇九三	一三、三六三	四六九、〇四三	
朝鮮人	一三、六一二、八四三	三九八、二三七	一、一七六、八七三	四三三、二三四	七三三、四四一	三七〇、六一六	一八、六六七、三三四	
外國人	一三、三〇七	六、一四六	二四、三一二	一、七〇二	六、四四二	八一三	三三、三三二	

昭和三年末現在

府縣戶數		人口		
		男	女	計
山口縣	二、二三三	三二、六二七	三二、四七八	四四、〇九三
京都府	一、七三三	三、三九六	三、二二八	六、三二四

府縣	戶數	人口 男	人口 女	人口 計
福岡縣	八、九三三	一八、〇一二	一七、一五〇	三五、一五二
廣島縣	七、一五八	一四、四八七	一三、五八八	二八、〇七五
長崎縣	七、三五七	一四、〇三七	一三、五三八	二七、五七五
熊本縣	六、三八九	一二、八四三	一二、一四七	二四、九九〇
大分縣	五、四九六	一〇、七二一	一〇、一二四	二〇、八三四
佐賀縣	五、一二五	九、九六八	九、五六八	一九、五三六
岡山縣	四、七二〇	九、四六八	八、七五八	一八、二二六
鹿兒島縣	四、六六三	八、八四九	七、七六三	一六、六一二
愛媛縣	三、五八八	六、八二三	六、三九八	一三、一二一
東京府	三、四六五	六、七二九	六、一九二	一二、九二一
島根縣	三、〇五八	六、〇四七	五、五六六	一一、六一三
愛知縣	三、〇〇九	六、一〇三	五、四八九	一一、五九二
香川縣	二、九七九	六、〇三五	五、二一五	一一、五五〇
大阪府	二、七四六	五、四八四	五、二〇六	一〇、六九〇
兵庫縣	二、七九九	五、三五七	五、一〇二	一〇、四五九
高知縣	二、〇四六	四、〇六九	三、七八七	七、八五六

府縣	戶數	人口 男	人口 女	人口 計
和歌山縣	一、六四一	三、二四五	三、九二二	六、二六七
宮城縣	一、六六八	三、三〇六	三、九五〇	六、二五六
石川縣	一、六二四	三、二七二	三、九三七	六、二二九
岐阜縣	一、四四五	三、一二二	三、九二〇	六、一四二
滋賀縣	一、四三二	三、九九八	二、五四五	五、四四三
宮崎縣	一、三五九	三、八三五	二、五八一	五、四二六
鳥取縣	一、三二四	三、三七一	二、五九一	五、四六二
茨城縣	一、三二二	三、四七七	二、五〇六	四、九八三
富山縣	一、二二九	三、四二二	二、一九二	四、六三五
千葉縣	一、二〇九	三、三二七	二、〇三六	四、三六三
山形縣	一、二五九	三、二六七	一、九九八	四、二六五
奈良縣	一、〇一九	三、〇二三	一、九五五	三、九七八
神奈川縣	九一六	二、九七八	一、七二一	三、七四九
山梨縣	九八〇	一、七九二	一、六六九	三、四七一
栃木縣	八七九	一、六八七	一、五一〇	三、一九七
秋田縣	八一二	一、六三五	一、四六三	三、〇九八

府縣	戶數	人口 男	人口 女	人口 計
德島縣	一、八七九	三、七二六	三、五八〇	七、三〇六
長野縣	一、八七三	三、六二三	三、三二八	六、八五一
新潟縣	一、七六一	三、五七八	三、〇六三	六、八四一
三重縣	一、六八一	三、二四二	三、二三四	六、七七六
福井縣	一、七五八	三、〇四九	三、一九三	六、二四二
靜岡縣	一、七三五	三、〇二〇	三、〇八五	六、二九五
福島縣	一、七一六	三、〇五九	三、一七三	六、二三二
群馬縣	八〇三	一、五九七	一、四八六	三、〇八三
埼玉縣	七五七	一、四六七	一、三六八	二、八三五
北海道	七三二	一、三五四	一、三二七	二、六八一
岩手縣	七一八	一、二四四	一、二三四	二、四七六
青森縣	六八七	一、一六七	一、〇三四	二、二〇一
沖繩縣	一〇七	一九七	一四五	三三二
合計	一二二、七三五	二四五、二八四	二二四、六五九	四六九、〇四三

第二章　交　通

第一節　鐵　道

一　國有鐵道　鐵道は明治三十二年九月京仁間一部の開通を始めとし、同三十八年京釜線竣功し翌三十九年京義線の竣功と共に半島を縱貫して支那安東縣に達する延長五百九十哩餘の大幹線となれり爾來湖南、京元、咸鏡等幹線の敷設あり湖南線は京釜線大田に起り木浦及群山に達し、京元線は京釜線龍山に起り元山に達するものにして何れも大正三年竣功し、咸鏡線は元山より國境會寧に至るものにして昭和三年九月一日全通其他支線としては永登浦より分岐し仁川に至る京仁線、三浪津より馬山に達する馬山線、馬山線昌原に分岐して鎭海に至る鎭海線、咸鏡南部線龍潭より分岐する川內里線、新北靑より分岐する北靑線、羅興より分岐する鐵山線、曾山よ

り分岐する遮湖線、會寧より鷄林に至る會寧炭礦線、京義線に於て平壤より鎭南浦に至る平南線、大同江より勝湖里に至る平壤炭礦線、黃州より兼二浦に達する兼二浦線、孟中里より分岐する博川線あり其他既に定計畫に基き買收を爲したる裡里全州間、松汀里潭陽間、大邱、鶴山及慶州、蔚山間竝に圖們西部線會寧潼關鎭間等あり目下建設中に屬するものは平元線（西部に於て西浦、新倉間は既に開通）圖們東部線（雄基新阿山間を開通）東海北部線（安邊歙谷間を開通）及慶全北部線等あり昭和四年十二月現在全線の延長一千七百九哩餘に達せり、次に國有鐵道の業務は大正六年七月より一時南滿洲鐵道會社に委託せしが同十四年三月限り之を廢止し同年四月一日より本府の直接經營に移れり

朝鮮に於ける鐵道は鮮內產業興隆文化促進の先驅たるのみならず內地大陸間に介在し滿洲、支那各地は勿論西比利亞を經由して歐洲各地に至る國際交通の要路に當り尙昭和二年度以降十二箇年に亘り圖們外四線八百六十哩の建設全北鐵道外四線二百十哩の買收竝改良を行ふべき計畫を樹て着々實施中なるを以て之が完成の曉は更に其面目を一新せんとす

鐵道線路區間

昭和四年十二月在現

線路	區間	哩程
本線	釜山—京城	二八〇・六里分
京釜線	京仁線	一九・四
	永登浦—仁川（海岸）	二四・八
馬山線	三浪津—馬山	一二・八
鎭海線	昌原—鎭海	三一〇・二
本線	京城—安東	八・一
兼二浦線	黃州—兼二浦	三四・三
平南線	平壤—鎭南浦	一四・五
京義線	平壤炭礦線	大同江—勝湖里	五・八
博川線	孟中里—博川	一・一
新義州荷扱所線	新義州—新義州荷扱所	

龍山線	龍山	唐人里	四・二
湖南線 本線	大田	木浦(海岸)	一六二・二
湖南線 群山線	大里	群山	一四・三
慶全線 慶全北部線	慶里	全州	一五・六
慶全線 光州線	松汀里	潭陽	二二・七
京元線	龍山	元山	一三八・九
咸鏡線 本線	元山	會寧	三八三・八
咸鏡線 川內里線	龍潭	川內里	二・七
咸鏡線 清津線	清津	輸城	五・六
咸鏡線 會寧炭礦線	會寧	鷄林	六・六
咸鏡線 北青線	新北青	北青	五・八
咸鏡線 遮湖線	曾山	遮湖	三・一
咸鏡線 鐵山線	羅興	利原鐵山	一・九
平元西部線	西浦	新倉	四一・五
東海線 中部線	大邱	慶州	六六・七
東海線 北部線	安州	蔚山(狹軌)	二五・八
東海線 西部線	會寧	慶源	一九・四
圖們線 東部線	基雄	新阿山	三七・〇
合計			四〇・三
			一、七〇九・七

二 **關釜聯絡船概況** 下關釜山間海上百二十二浬の連絡線は現在景福丸、德壽丸、昌慶丸（各三、六一九噸）の三隻を旅客專用に交替運航し晝夜二回兩地發船晝航便約八時間にして、尙新羅丸（三、〇三五噸）、高麗丸（三、〇二八噸）、多喜丸（一、二二七噸）の三隻は旅客輻輳の場合及貨物運送の爲不定期に運航せり

三 **私設鐵道及軌道** 一般運輸を目的とする私設鐵道に對しては朝鮮私設鐵道補助法に依り補助金を交付されつつあり、昭和四年十二月現在に於ける私設鐵道及軌道の總延長は開業線四百九十六哩四分、未開業線六百九十九哩三分、專用鐵道既設線七十六哩に達し將來益々其の延長を見んとしつつあり

私設鐵道開業線

經營者及主たる事務所所在地	線名	區間	哩程（哩・分）	動力	敷設免許年月日	資本額又は建設費（千円）	拂込額又は建設費（千円）
朝鮮鐵道株式會社（京城）	忠北線	鳥致院、忠州間	五八・四四	蒸氣（釈四・八五）	大正六、八、一八	八、一〇、一六	五四、五〇〇	一七、六五〇
	慶北線	金泉、醴泉	五三・〇	同	四・八五	同	八、一〇、一〇	八、一〇、一〇
	慶南線	馬山、晉州	四三・五	同	四・八五	同	七、七、一三	八、一〇、一〇
	黃海線	沙里院、信川	二一・八	同	二・六〇	同	八、一〇、一〇	八、一〇、一〇
		信川、水橋	一八・〇				八、一〇、一〇	八、一〇、一〇
		花山、下聖	一四・五				八、五、一〇	八、五、一〇
		內土、上海	九・四					
	咸南線	咸興、上通	一八・八				八、六、一三	八、六、一三
		五老、咸南松興	二六・七	同	二・六〇	同	九年及二年	九、一三、一〇
		豐上、長豐	一・六					
	咸北線	古茂山、茂山	三七・三	同	二・六〇	同	八、六、一三	
小計			三〇三・〇					
朝鮮京南鐵道株式會社（天安）	忠南線	天安、藍浦	六二・二	同	四・八五	同	八、九、三〇	一〇、〇〇〇	八、〇〇〇
	京畿線	天安、長湖院	四三・四						
小計			一〇五・六						
朝鮮瓦斯電氣株式會社（釜山）		釜山鎭、東萊	五・九	電氣	明治四二、六、一九	建一、一〇七（含軌道費）	建一、一〇七
价川鐵道株式會社（价川）		新安州、泉洞	二三・〇	蒸氣	大正五、五、一三	一、〇〇〇	一、〇〇〇
金剛山電氣鐵道株式會社（鐵原）		鐵原、花溪	五八・九	電氣	六、二、三	一三、〇〇〇	六、七五〇
私設鐵道開業線合計			四九六・四			七八、六〇七	三四、五〇七
						內建一、一〇七	內建一、一〇七

備考　此の外昭和二年十一月一日より國に於て借上げ運轉營業を開始せる川內里鐵道會社線龍潭、川內里間二哩七分あり

軌道開業線

經營者及主たる事務所所在地	區間	哩程（哩・分）	動力	許可年月日	建設費
京城電氣株式會社（京城）	京城府內及郊外	三・八（哩・分）	電氣	明治三、二、一	三、五七一、六七五（円）

最近の決算を計上す

經營者及主たる事務所々在地	區間	哩程	動力	許可年月日	建設費	記事
朝鮮瓦斯電氣株式會社（釜山）	釜山府內	哩分 六・一	哩 二・六	電氣 明治四三、五、一八 大正一四、三、一九 一四、六、一	前出	私鐵欄に計上す
平壤府	平壤府內及郊外	七・五	三・六	同	二、七、三 一四、三、三	八七〇、〇〇〇円 最近の決算額を計上す
江景米穀信託株式會社（江景）	江景驛、同邑內	一・〇	二・〇	人力	八、二、一	六、三五〇
倉員彦三郎（倭館）	倭館驛、洛東江岸	〇・七	二・〇	同	九、二三、七	三、五〇〇
生氣嶺粘土石炭株式會社（生氣嶺）	生氣嶺、鏡城	四・七	二・〇	同	二、四、一四	七、六九一
咸平軌道株式會社（咸平）	鶴橋驛、咸平邑內	三・八	三・六	ガソリン	一五、五、二	七九、〇一三
靈武軌道 崔順貞	靈武驛、六臺里	二・〇	二・〇	人力 牛力	一四、七、三	一〇、六〇〇
濟州循環軌道株式會社	金寧、狹才	三四・五	二・〇	人力	昭和二、八、三一	七五〇、〇〇〇
軌道開業線計		八二・一				五、二九八、七二九

備考　此の外朝鮮軍經理部所有の清津羅南間十哩三分の手押軌道あり

第二節　道　路

總督府設置の初先づ道路の根本制度を樹立すると共に道路網を確定し國費を以て築造すべき一等道路十七線延長三千二百十八粁餘、二等道路七十九線延長九千四百八十六粁を測定して主要路線となし別に地方費を以て築造すべき三等道路四百十九線延長一萬一千三百二十一粁を以て地方的脈路を完うするを期したり爾來道路修築の第一期事業として一、二等道路中最要なる路線三十四線二千六百九十粁餘を選み明治四十四年度より七箇年の事業とし工費一千萬圓を以て其の修築を行ひ併せて漢江鐵橋を架設せり次で第二期計畫として一、二等道路線中交通並經濟上最適切なる路線二十六線延長一千八百八十粁餘と主要なる河川の橋梁九箇所の架設を企て大正六年度より六箇年の繼續事業として總工費七百五十萬圓を以て施行中適々經濟界變動の影響を受け豫定の

改修を爲すこと能はざるに最近の事情に鑑み新なる路線を加ふるの必要ある爲之に改廢を加へ總延長を一千七百三十一粁とし同時に既設木造橋梁の耐久力を考慮し少くも橋脚の如きは永久的工法に依りて構造するを得策と認め之が改良を併せ施行することゝし大正十一年度以降七箇年繼續事業として二千十七萬圓を追加計上し實施中財政の關係上竣工期を昭和八年度に改め更に大正十五年度に至り國境道路五百三十粁餘工費五百六十六萬五圓を追加し竣工期を昭和十年に改め其の後昭和四年度に至り事務費に節約を加ふる爲四十六萬二千圓を既定總額より減し實施中にして最近に於ける一、二等道路改修濟延長は國庫補助又は夫役施工に依るものを加へ九千八百十粁餘に達し三等道路七千九百四十二粁餘に達せり

第三節　港　灣

港灣は統監府時代釜山、仁川、鎭南浦、平壤、元山、新義州、群山、木浦、淸津、城津、馬山の十一箇所の夫々應急施設を行ひしも釜山、仁川、鎭南浦の如きは工事半途にして併合となりしを以て總督府は更に規模を擴大して水陸連絡設備を大成するの計畫を樹て之を施行し次で大正四年度以降の繼續事業として元山港同十一年度以降の繼續事業として淸津港及城津港の修築に着手し同十五年度以降の繼續事業として群山、木浦、多獅島及雄基港昭和四年度より仁川、鎭南浦の修築を追加し目下工事中に屬せり

地方港灣の修築施設は主として地方公共團體に於て施行し總督府は其の緩急を計り相當國庫補助金を支給し之が完成に努めつゝあり

第四節　海　事

イ　船舶　沿岸各地に於ける海運事業の勃興に伴ひ汽船の新造又は購入を爲せるもの多く近來益增加の傾向を誘致するに至れり昭和三年末船舶現在數左の如し

種別		船舶 船數	船舶 總噸數	帆船 船數	帆船 總噸數	合計 船數	合計 總噸數
朝鮮に船籍港を有するもの	登簿船	一九	四九、二一九噸	六八	二一、六二八	八七	七一、二七噸
	不登簿船	三四	三、七九三	七、八八六	八、四〇〇	八二、七六六	一、四四四
內地に船籍港を有し朝鮮沿岸のみ航行するもの	登簿船	一九	一、二四七	七	三〇七	二六	一
	不登簿船	一	八	—	—	一	八
合計		二二三	二四、四六六	八、二四一	一〇五、九五九	九、〇四四	一二〇、三〇五

口　船員

最近朝鮮在籍船の增加及海運事業の發展に伴ひ年々其の數を增加し就中鮮人職員に在りても累年增進の迹を示せり

年度	朝鮮の海技免狀を受有する者 內地人	朝鮮人	計	內地海技免狀を受有し朝鮮在籍船に乘組める者 內地人	朝鮮人	計	合計 內地人	朝鮮人	計
昭和三年度	一、〇一〇	四四〇	一、四五〇	二八八	三	二九一	一、二九八	四四三	一、七四一

年度	朝鮮の船員手帖を受有する者 內地人	朝鮮人	外國人	計	內地の船員手帖を受有する者 內地人	朝鮮人	外國人	計	合計 內地人	朝鮮人	外國人	計
昭和三年度	八、〇二二	二、四四八	九五	三、三六五	九〇七	六二五	九	一、五三一	一、八二〇	三、二一九	一〇四	五、一五四

ハ　定期航路

昭和四年十月一日現在航路は百二十六線二百七十六隻九萬五千九百五十二噸にして之を航路の種別より觀るときは（一）朝鮮內に限るもの、（二）內地を起點として朝鮮に往來するもの（三）內地及臺灣を起點として朝鮮を經由し外國に至るもの（四）朝鮮を起點とし內地又は外國に至るもの（五）外國を起點として朝鮮に往來するもの、五種にして朝鮮總督府の命令に依るもの及朝鮮總督府地方官廳の命令に依るものは（一）種又は（四）種の內に屬し更に鐵道省の經營、遞信省、長崎、福岡兩縣命令に依る（二）種と竝に遞信省富山石川兩縣及關東廳と本府との各聯合命令に依るべき（三）又は（五）種の航路あり又補助命令に依らず自營を以て定期航海を爲すもの等あり今之等の航路に配在せる線數、隻數及噸數を示せば

一に屬するもの	九七線	一二八隻	九、六一三噸	四に屬するもの	一二線	二一隻	三二、五七五噸
二に屬するもの	一一線	二〇隻	四一、二三一噸	五に屬するもの	四線	四隻	六、五九七噸
三に屬するもの	二線	三隻	五、九三六噸				

にして更に政府及地方廳の補助命令に依るものと自營に依るものを區別すれば左の

如し

命令航路（官公費を含む）四一線　一六八隻　六五、七九一噸　自費航路　八五線　一〇八隻　三〇、一六一噸

前記各航路の主なる經營者は朝鮮郵船株式會社、鎭南浦汽船株式會社、鴨綠江運輸株式會社、大阪商船株式會社、北陸汽船株式會社、北九州商船株式會社、嶋谷汽船株式會社、朝鮮汽船株式會社、阿波國共同汽船株式會社、近海郵船株式會社及鐵道省等とす

二　航路標識　朝鮮に於ける航路標識事業は明治十六年日韓兩國間に締結せる日本人民貿易規則に基き帝國政府の交渉に應じ韓國政府は同三十六年仁川月尾島外三箇所に燈臺を建設したるを嚆矢とし本部始政後は鋭意標識の普及を企圖し年々建設に改良に努めて整備增設を期したる結果昭和三年度に於ては夜標百二十一基晝標百七基霧信號二十一箇、總計二百四十九基に達し其の海岸線に對する割合は夜標七十七浬に一基を有するに至れり

第五節　河　川

主要河川の水運狀態は左の如し

鴨綠江　源を白頭山の南麓に發し惠山鎭に於て虛川江を新乭坡鎭に於て長津江を合せ西北に流れ中江鎭附近より南下して楚山附近に於て滿洲より來る渾河と合し義州の下流に於て滿洲の靉河を容れ河中に多數の中洲ありて河流を分派し安東縣に至り再び合して一となり更に柳草島黃草坪を堆成して濶大なる三角洲を成し黃海に入る其の流路七百九十粁餘に及ぶも河床傾斜急にして岩礁多く激流奔湍少からず河口龍岩浦より溯ること二十八粁安東縣まで高潮時に於て約三米突の水深を保つも此間水路狹くして曲折多く航行困難なるを以て水先人を要すべし新義州、新乭坡鎭間には本府命令に係る淺吃水汽船の定期航行あり且支那船及高瀨船の航行頻繁なり本江の上流は有名なる大森林地帶にして巨木鬱生し其の伐材は筏に組みて流送せらる

大同江　源を平安・咸鏡道界の狼林山に發し寧遠、德川、及平壤附近を流れ兼二浦を過ぎて載寧江と合し鎭南浦に至りて黃海に注ぐ流路延長三百九十七粁餘航路延長二

百四十五粁にして河口より六十三粁上流の保山浦まで二千噸級の汽船溯江し得べく航運上重要なるものゝ一なり

臨津江　源を咸鏡南道の馬息嶺に發し江原道を經て京畿道へ入り漢灘江を合せ坡州郡に至りて漢江の末流に合して江華灣に注ぐ流路延長二百五十四粁餘河口より上流百二十四粁餘舟楫を通ずべし

漢　江　源を江原道の鷹岬山に發し寧越、丹陽及忠州附近を流駛し廣州郡に入りて北漢江を合せ龍山を過ぎ金浦郡の北端に於て臨津江と合し江華灣に注ぐ流路延長四百七十粁其の舟楫の通ずる處三百粁水運上頗る重要の地位を占む

錦　江　其の流域主として忠淸南北道、全羅北道の三道に跨り流路延長四百一粁餘河口に群山港あり扶餘附近まで自由に航行し得べし

洛東江　流路延長五百二十五粁餘其の流域慶尙北道及慶尙南道の大部分を占め平野到る處に存在し地味概ね肥沃にして灌漑の便多し且本江は水面勾配緩にして三百四十四粁の上流安東まで溯航し得べく水運の利あり

蟾津江　源を全羅北道鎭安、長水兩郡界なる八公山に發し流路延長二百十二粁餘水運上重要なる河川なるも航路に障礙多く求體の上流は殆んど舟楫を通じ難し

豆滿江　源を白頭山の南麓に發し茂山、會寧、鍾城を經穩城の北に至り布爾哈圖河と合し更に慶源に於て琿春河と會し水量益增大し露領の境界を劃し西水羅の東に至りて日本海に注ぐ流路延長五百二十一粁に及べども琿春河合流後舟棹の便あるのみ

從來朝鮮に於ける河川は殆ど治水施設の行はれたるものなく概ね天然の放流に委せられたる結果毎年河水の氾濫に依り鐵道、道路、橋梁等は勿論農作物其他の損害額數千萬圓に達すること尠からず仍て之が改修は頗る緊切とせられ先以て治水及水利計畫上に於て重要なる洛東江外十三大河川を選定し大正四年度より其の流域狀況、水害、水運、水利地點及經濟關係等の調査に著手し曩に大體の調査を終了したるを以て大正十四年度に於て先づ萬頃江、載寧江の二河川中改修の最も緊要なる區間に對し六ヶ年繼

續事業として工を起し、次で大正十五年度に於て漢江、洛東江、龍興江及大同江の四ケ川に對し十ケ年繼續事業として着手せり、右に對する工費豫算額は四千八百四十萬圓にして爾來着々進捗中なりしが其後施工の實狀に鑑み萬頃江及載寧江の改修區域擴張の要に迫られ昭和四年度に於て前者は四百萬圓後者は一百萬圓を既定計畫に追加する事となり尙各年度支出豫算の關係上各川改修繼續年度に更正を加へ同時に事務費節約の爲減額を行ひ結局總工費五千三百餘萬圓を支出し昭和十一年度迄に以上六ケ川の第一期事業の完成を期すべく鋭意改修工事を施行しつゝあり

第六節　通信事業

通信事業は今や其の機關の配置は都鄙を通じて八百を超え主要なる地點には電信及電話を開始して舊來の面目を一新し昭和四年三月末に於ては郵便局百、同分室四、電信局五、電話局一、同分局二、郵便所六百、電信電話所九、鐵道電信取扱所九十一、同出張所一、郵便切手賣捌所四千四百五十八を算するに至れり同年度に於ける諸般通信業務は左の如し

		引受	配達
郵便物	通常	三三三、七二六、一七五	二四六、一八〇、四七九
	小包	二、二九二、七、三	三、三二一、九五三

		發信	著信	中繼信
電報	邦文	五、一七二、五一六	五、二二、〇〇四	
	諺文	五七〇、〇三〇	五七一、三九二	九、五二三、八〇九
	歐文	二七、〇九四	三三、六四八	

電話	年度末現在加入者數	三〇、二七四	市內通話度數	一五八、一四〇、九八五
	市外通話度數	一	合計	一六一、七九〇、〇九八
			三、六四九、一二三	

第七節　郵便爲替貯金

郵便爲替貯金業務に關しては常に鮮人特殊の風俗習慣に留意し其の改良發達を圖り又郵便爲替貯金は地方に於ける一の金融機關たるを以て近來一般に其の利益を認めらるゝに至れり

郵便爲替

年度	內國爲替 振出	內國爲替 拂渡	外國爲替 振出	外國爲替 拂渡	合計 振出 口數	合計 振出 金額	合計 拂渡 口數	合計 拂渡 金額
大正九年度	九三、八八一、六三三円	七六、三三五、四九五円	一、九九、六三一円	四三三、二八一	二、三三一、六三〇	九三、九六九、四八七円	一、六三九、七四五	七六、四四五、二一四円
昭和三年度	一二二、三九一、七六二	一〇三、三一三、三三四	四三三、二八一	三、〇八〇、三六七	二三、〇九三、三七九	三、七八三、四七七	一〇三、七四七、八一三	

郵便貯金

年度	預入 金額	預入 新規人員	拂戻 金額	拂戻 全額拂戻人員	平均一度の金額 預入	平均一度の金額 拂戻
大正十一年度	三、三三五、七六八円	三三六、六三四、一三六	三三一、六一四	九六六、七九七	一七円、三〇	六七円、三三
昭和三年度	三、七七一、九九九	六三三、〇八八、一一一	三八七、三〇九	一、三六七、二八三	一〇、九三	四四、七三

內鮮人郵便貯金比較

年度	內地人貯金 人員	內地人貯金 金額	內地人貯金 一人平均額	朝鮮人貯金 人員	朝鮮人貯金 金額	朝鮮人貯金 一人平均額
大正十一年度	三九三、三三五	一七、二一一、〇六一円	四三、六一円	一、一九八、〇三五	二、七四四、〇三二円	二、三一円
昭和三年度	三八四、三四三	三六、四八一、三六六	四四、三〇	一、四三九、四三三	四、三〇三、九三七	二、九九

郵便振替貯金に就ては大正七年府又は府の區域を包含する學校組合公金受拂の爲に要する郵便振替貯金特別取扱を、同九年國債募集、賣出及元利金支拂郵便振替貯金特別取扱を開始せし以來之を利用する者漸次多きを加へ郵便振替貯金制度開始當時卽ち明治四十三年に於て僅に二百七十九の加入者を有するに過ぎざりしが昭和四年三月末現在に於ては二萬一千六百三十五人の多きを算するに至り其の取扱高亦左の如き增率を示せり

郵便振替貯金朝鮮內各郵便局所受拂高

年度	拂込 度数	拂込 金額	拂出 度数	拂出 金額
大正十一年度	一、六〇四、三九七	九四、〇四六、三三六円	一八四、〇三四	七一、三九九、九一三円
昭和三年度	二、八七一、二二二	二〇六、三一七、八五八	三四六、三三八〇	一三六、三九〇、三八三

郵便振替貯金朝鮮口座受拂

年度	受入 口数	受入 金額	拂出 口数	拂出 金額	年度末現在 人員	年度末現在 金額
大正十一年度	一、三八七、〇四八	一六一、三三七、三六三円	三八八、〇三三	一六一、八三一、三三九円	二、三四四	二、〇六六、三三六円
昭和三年度	二、三六三、三四六	三四四、七六六、六一二	七一六、二二三	三四六、一三二、二二三	三一、六三三	三、三六九、二三四

第八節　電氣瓦斯事業

昭和四年三月末現在に於ける電氣事業數は營業用八十八（内開業六八未開業二〇）官廳用十六、自家用八十一合計一八五なり又瓦斯事業數二あり營業用電氣事業及瓦斯事業の概況左の如し

營業用電氣事業

事業者數	資本金	拂込資本金	發電力	拂込資本金
八	二〇七、八九五、〇〇〇円	四〇、二二八、三〇〇円	未 四六、二二〇 キロワット 受 三九三、九〇七	一四、三三〇、〇〇〇円

瓦斯事業

事業者數	資本金	瓦斯發生量
二	二、〇〇〇、〇〇〇円	三三、〇二七、七〇〇立方呎

第三章　地方行政

第一節　道　府　郡　島

行政上朝鮮全土を京畿道、忠淸北道、忠淸南道、全羅北道、全羅南道、慶尙北道、慶尙南道、黃海道、平安南道、平安北道、江原道、咸鏡南道、咸鏡北道の十三道に區劃し更に之を分ちて十二府、二百十八郡、二島、二千四百六十九面と爲す之に道知事、府尹、郡守、島司、面長を置き官廳事務の執行者たらしむると共に又公共團體の事務を執らしめ道には知事官房、內務部、財務部、警察部を置き各部長は道事務官を以て之に充て知事官房は機密、人事、褒賞等に關する事務を內務部は地方行政、學務、勸業、土木、會計等の事務を財務部は稅務、理財の事務を警察部は警察、衞生の事務を分掌せり

第二節　公共團體

一　道地方費

大正九年七月新に道地方費令を公布せられ道地方費には道評議會と稱する諮問機關を置き歳入出豫算、地方税、使用料、手數料又は夫役現品の賦課徴收、起債其の他重要事項に關し道知事の諮問に應ぜしむ道評議會員の定員は十八人乃至三十七人とし定員の三分の二は府郡島に配當し府又は面協議會員の選擧したる候補者に就き之を任命し他の三分の一は道知事之を任命す

道地方費を以て支辨し得る費目は土木費、勸業費、教育費、衞生費、救濟費、補助費道評議會費、道地方費取扱費にして地方税及國庫補助金を以て其の主たる財源となし地方税の課目は、地税附加税、所得税附加税及特別税たる特別所得税、戸税、家屋税、屠場税、屠畜税、漁業税、特別市場税、車輛税、船税、不動産取得税等となす

二　府

現行府制は大正二年十月の發布に係る

イ　府の區域　法人たる府の區域は行政區劃たる府の區域と同じく其の所在地は京城、仁川、群山、木浦、大邱、釜山、馬山、平壤、鎭南浦、新義州、元山、淸津なり

ロ　府の事務及府住民の權利義務　府は官の監督を承け一般公共事務及法令に依り府に屬する事務を處理し府内に住所を有する者を以て住民とす府住民は府制の規定に依り府の營造物を共用する權利を有し府の負擔を負ふの義務を有す

ハ　府税及使用料手數料　府税は國税たる地税、所得税、營業税、取引所税、地方税たる家屋税、船税、車輛税、特別所得税の附加税及特別税にして府内に住所を有する者三月以上府内に滯在する者、府内に於て土地家屋物件を所有し使用し若は占有し府内に營業所を設けて營業を爲し又は府内に於て特定の行爲を爲す者には其の土地家屋物件營業若は其の收入に對し又は其の行爲に對して之を賦課す尤も國又は公

共團體に於て公用に供する土地家屋物件及營造物、恩賜金事業の用に供する土地家屋物件並神社寺院祠宇佛堂の用に供する建物及其の境内地、教會所、説教所の用に供する建物及其の構内地、墓地、外國政府の所有に屬する領事館及其の敷地等には府税を課せざるものとす府は營造物の使用に付使用料を徴收し又特に一個人の爲にする事務に付手數料を徴收することを得るものとす

二　府の機關及權限

府尹は府を統轄し及代表す必要あるときは府費を以て府吏員を置くことを得府吏員は府尹之を任免し懲戒するの權限を有す

府に協議會を置く協議會は府尹及協議會員を以て之を組織し府尹を以て議長たらしむ協議會員は帝國臣民にして獨立の生計を營む年齢二十五年以上の男子一年以上府住民たり其の府に於て朝鮮總督の指定したる府税年額五圓以上を納むる者をして之を選舉せしむる名譽職にして其の任期を三年とす其の定員は人口に依り之を定む協議會に諮問すべき事項左の如し但急施を要し協議會に諮問する暇なしと認むるときは此の限りにあらず

（一）府條例を設け又は改廢する事　（二）歳入出豫算を定むる事　（三）府債に關する事　（四）歳入出豫算を以て定むるものを除くの外新に義務の負擔を爲し又は權利の抛棄を爲す事　（五）基本財産、特別基本財産及積立金穀の設置又は處分に關する事　（六）府の廢置又は境界變更の場合に於ける財産の處分に關する事　府尹必要と認むるときは以上掲ぐるものゝ外府に關する事件を諮問することを得るものとす

三　面

面制は大正六年十月府を除きたる地に施行せられたるものにして面は面制に依り事業を經營し財産權の主體と爲れり面制施行前に在りても面長手當及面事務執行に要する費用は面の負擔として賦課するの途ありしも法令上事業經營能力なかりし爲協議費の名を以て之を徴收し契、組合等を設け地方の公共事務を處理し來れり然れども此等は法令上に根據なく其の組織任意なるが爲延て地方事務の統一を缺き或は負擔徒に增加

せむとする傾向を呈したるを以て之を整理せんが爲面制を布きて地方制度を確立するに至れり而して內鮮人多數集團して市街地を形成し其の狀態府に近似せる面は其の經營事業多くして他の面と事情を異にするを以て此等の面二十四箇所を指定して面長の諮問機關たる相談役を置き且起債能力を認めたるも該相談役は何れも政府の任命に係り且定員少數にして民意の反映に乏しく其の他に於ても亦時世の進步に從ひ諮問機關を設くるの必要あるを認め大正九年十月面制を改正して面に面許議會を置き面の財政其の他重要事項に關し面長の諮問機關たらしめ民意暢達の途を開けり卽ち左の如し

イ　面の事務　面は法令に依り面に屬する事務を處理するものなるも民度猶ほ低く負擔力も亦大ならざるを以て無制限に其の事務の範圍を放任せば事の緩急機宜を愆り延て面民の負擔を過重ならしむる虞なきにあらず仍て左の如く其の事務の範圍を限定せり

（一）道路橋梁渡船、河川堤防、灌漑排水　（二）市場、造林、農事、養蠶、畜產其の他產業の改良普及、害鳥蟲驅除　（三）墓地、火葬場、屠場、上水、下水、傳染病豫防、汚物の處置、浴場、洗濯場　（四）消防、水防、天氣豫報　（五）諸證明公簿圖面の閲覽

面の狀況に由りては朝鮮總督の認可を受け前各號以外の事務を處理することを得尙面制以外の法令に於て面に屬せしめたる事務例へば國稅の徵收、地方費賦課金の徵收學校費賦課金の徵收等を處理せしむ

ロ　面協議會及面協議會員　面協議會は面長及面協議會員を以て組織し面長を議長となす協議會員は名譽職にして其の任期を三年とし定員は人口に應じて八人乃至十四人を置き之が選任方法は其の民度に於て從來經驗せざる選擧方法を一律に採用し能はざる事情あるが故に總督の指定する面に限り住所、納稅、年齡等に付法定の資格を有する選擧人をして選擧せしむることゝし其の數四十三面に達せり其の他の面に於ける協議會員は郡守島司に於て法定の資格を有する者の中に就き之を任命するものなるも實際の運用に當りては成るべく民意を參酌し衆望の歸する者を擧ぐるの趣

旨を以て適宜の方法を講じ面民の意見を斟酌して任命すること、なせり

ハ　面の職員　面に面長の補助機關として書記、區長を置き指定面には副長を置く又特に必要なる面に在りては技手を置くことを得副長、書記及技手は有給吏員とし副長は面長の事務を補佐す區長は無給とし町洞里内に於ける面の事務にして洞里内に告知を要するもの又は面の經營する事業にして洞里に關係あるものを補佐す

ニ　面の財務　面は其財産より生ずる收入、使用料、手數料其の他面に屬する收入を以て支出に充て仍不足あるときは賦課金及夫役現品を賦課徴收することを得而して其の必要なる費用及法令に依り面の負擔に屬する費用を支辨するが爲賦課金として賦課し得べきは地税割、營業税割、所得税割、特別所得税割、戸別割及特別賦課金とし面内に住所を有する者、三月以上面内に滯在する者、面内に於て土地家屋物件を所有し使用し若は占有し、面内に營業所を設けて營業を爲し又は面内に於て特定の行爲を爲す者に對して之を賦課するものとす

ホ　面組合　面に於て處理すべき事務は概ね其の面のみの關係に止まり他面との利害直接相關聯すべきもの稀なるも其の事務の種類に依りては隣接面と共同して之が經營を爲すに非らざれば目的を達し難き場合に於ては朝鮮總督の認可を受け關係各方面の組合を設け共同して其の事務を處理し得るものとす

四　學校費

現行朝鮮學校費令は大正九年十月一日より之を施行せり

イ　學校費　普通學校其の他朝鮮人教育に關する費用を支辨する爲府郡島に之を設け府尹、郡守又は島司之を管理す

ロ　學校評議會及評議會員　學校費に關し府尹、郡守、島司の諮問に應ぜしむる爲學校評議會を設く學校評議會は府尹、郡守又は島司及學校評議會員を以て組織し府尹郡守、島司を以て議長とす學校評議會員の定員は府にありては六人乃至二十人とし郡島に在りては郡島内の面數と同數とす學校評議會に諮問すべき事項は歳入出豫算

賦課金、使用料又は夫役現品の賦課徴收及起債に關する事項等こす

學校評議會員は名譽職こし其の任期を三年こす其の選任方法は府に在りては之を選擧し、郡島に在りては郡守、島司之を任命するの方法を採れり

ハ　事業　學校費は朝鮮人教育に關する費用を總て支辨し得るを原則こするも府郡島の財力には自ら限度あるを以て其の經營せらるべき學校の種類も又限定せられざるを得ず現今に於ては公立普通學校の經營を普通こし稀に實業補習學校を經營するものあり

五　學校組合

明治四十二年十二月統監府公布の學校組合令に依り從來日本人會の經營せし朝鮮に於ける內地人教育に關する事務を處理するこゝなり大正三年四月本令に改正を加へ以て今日に至れり

イ　學校組合の設置こ組合規約及組合員の權利義務　學校組合を設置せんには發起人區域を定め其の區域內に住所を有し獨立の生計を營む內地人三分の二以上の同意を得て組合規約を作り朝鮮總督の許可を受けざるべからず組合員は營造物を共用する權利を有するこ同時に組合の負擔を分担するの義務を負ふ

ロ　學校組合會こ議決事項　學校組合に組合會を置く組合會議員は之を選擧す組合會議員は名譽職こし議員の選擧及被選擧資格は組合規約を以て之を定む組合會の議決事項左の如し

（一）組合規約を變更する事　（二）歲入出豫算を定むる事　（三）決算報告を認定する事　（四）基本財產、特別基本財產及積立金穀等の設置管理及處分に關する事　（五）不動產の管理及處分に關する事　（六）財產及營造物の管理方法を定むる事但し法令の規定あるものは此の限に在らず　（七）法令に定むるものを除くの外使用料組合費及夫役現品並其の賦課徴收に關する事　（八）組合債に關する事　（九）歲入出豫算を以て定むるものを除くの外新に義務の負擔を爲し又は權利の拋棄を爲す事　（十）組合に係る訴訟及和解に關する事

ハ　學校組合管理者と組合吏員　學校組合に管理者を置く管理者は組合員中より道知事之を命じ其の任期を三年とす但府の區域を包含する學校組合に在りては府尹其の管理者の職務を行ふ管理者は名譽職たることを原則とすれども必要に依り有給と爲すことを得

學校組合には管理者の外有給又は名譽職の吏員を置くことを得其の任免、懲戒處分等は管理者之を行ふ有給の管理者及吏員に對しては組合規約の定むる所に依り退隱料、退職給與金、死亡給與金又は遺族扶助料を給することを得名譽職たる管理者及吏員に對しては職務の爲要したる費用を辨償するの外勤務に相當する報酬を給することを得

ニ　學校組合の經費と組合費徵收及寄附又は補助　組合は營造物の使用に付使用料を徵收するの外組合財産より生ずる收入其の他組合に屬する收入を以て其の經費を支出し仍不足あるときは組合費及夫役現品を賦課徵收することを得又組合は內地人の教育に關し必要なる場合に於ては寄附又は補助を爲すことを得

ホ　組合の監督　學校組合の監督は第一次を郡守島司、第二次を道知事、第三次は朝鮮總督とす但府尹管理者の職務を行ふ場合に於ては第一次を道知事とし第二次を朝鮮總督とす組合規約の變更、組合の起債及其の方法、利息の定率、償還の方法を定め又は其の變更を爲すには朝鮮總督の許可を要す而して道知事は組合管理者に對し徵戒を行ふことを得

左記事項に付ては道知事の許可を受くるを要す

（一）基本財産の管理及處分に關する事　（二）特別基本財物及積立金穀等の設置管理及處分に關する事但し積立金穀等を其の目的の爲使用する場合は此の限にあらず　（三）不動産の處分に關する事　（四）寄附又は補助を爲す事　（五）使用料、組合費及夫役現品の賦課徵收に關する事　（六）一時の借入金を爲す事　（七）繼續費を定め又は變更する事　（八）歲入出豫算を以て定むるものを除くの外新に義務の負擔を爲し及權利の拋棄を爲す事

第三節　府郡島臨時恩賜金

併合の際特に下賜せられたる臨時恩賜金三千萬圓の内一千七百三十九萬八十圓は之を府郡島に配與して永久に保存せしめ其の利子の凡五分の三は授產に其の五分の一・五は教育に、五分の〇・五は凶歉救濟の資に充つるの方針を以て之を道地方費に編入し事業を計畫し若は適切なる事業に對して補助を與へ洽く惠恤撫養の本義に副はしむるこゝ、なし來りしが大正九年一月よりは更に事業の範圍を擴張し從來授產費に充てたる資金の一部を割きて新に社會救濟に關する事業を行ふこゝゝせり

第四章　社會事業

第一節　罹災救助

水害、火災、旱魃其の他非常災害の罹災者にして救濟の必要あるこゝ認むるものに對しては、韓國併合の際朝鮮各道の府郡に下賜せられたる府郡島恩賜金凶歉救濟費一千七百三十九萬餘圓の利子の十分の一（昭和四年度豫算額十萬七千五十六圓）及道地方費救恤費（昭和四年度豫算五萬七千三百三十八圓）を以て又一面明治四十五年明治天皇及大正二年昭憲皇太后の崩御に際し慈惠救濟の資として下賜せられたる金額三十萬圓及國庫の補給に係る金額十萬圓合計四十萬圓よりなる恩賜罹災救助基金の利子を以て之に充て種穀、種苗、又は材料の給與、農具の貸付及給與、被服の給與、醫藥費の給與等を行へり因に恩賜罹災救助基金現在額は四十五萬六千百餘圓にして基金設定以來昭和二年度末迄に支出したる金額は四十萬

六千七百圓なり更に朝鮮に於ける非常の天災に際しては每に其の被害の程度に應じ御內帑金の御下賜ありて救恤の資に供せらる併合以來今日迄既に二十三回に亘り合計金額十六萬四千三百圓に及べり

第二節　賑恤救護

老幼、不具、廢疾等生業を營むこと能はざる者並行旅病人、同死亡人の救護賑恤及取扱に關しては恩賜賑恤資金及行旅病人救護資金の設定あり、前者は大正四年御大禮に際し御下賜せられたる御內帑金二十萬圓を昭和二年二月御大喪に際し下賜せられたる三十四萬六千二百圓及昭和三年十一月御大禮に際し下賜せられたる三十四萬六千二百圓を本基本として之より生ずる利子にて（昭和四年度豫算五萬二千圓）窮民救助をなしつゝあり現在被救助者六百六十餘名にして何れも鴻恩に感泣し居れり

行旅病人及同死亡人の取扱は併合の際下賜せられたる臨時恩賜金三千萬圓分配殘額及其の預金中の利子合計二十六萬三千六百五十餘圓を以て大正六年四月行旅病人救護資金を設定せり

由來朝鮮に於ける行旅病人及同死亡人は地方部落に於て部落民又は篤志家に於て之が救護を爲し來たるの美風あるのみならず其の事件發生亦爾く多からざるを以て取扱上著しき支障を生ぜずこ雖人口稠密、往來頻繁なる都市地に於ては行旅病人又は死亡人に關する事件漸く增加し之が救護設備の必要を感ずる事切なるものあるに鑑み京城外十五ヶ所に就き特に其の他の宗教團體、宗教家、又は篤志家を選定し之等の者の慈善事業こして救護所を設けしめて前記資金より生ずる利子を是等事業經營の設備及維持費の一部に補助して其の發達を期しつゝあるが已に補助したる總金額設備費二萬七百三十圓、維持費十萬六千三百餘圓に達せり、其の事業成績は何れも相當良好にして所在宗教家又は篤志家に依る自治的救護の基礎漸く確立せむこする傾向あり因に現在基金總額は三十萬二千七百餘圓に達す。

第三節　地方改良の狀況

(イ)優良部落助成　各道に於ける部落又は地方改良團體中地方教化、農村振興に貢獻し其の成績優良にして特に模範とするに足るべきものを調査し其の發達を促す爲助成金を交付しつゝあり昭和二年度及同三年度に於て五十五團體を助成せり

(ロ)巡回講演　社會教化に關しては專任指導者を總督府に置き隨時地方に派遣して巡回講話を爲さしめ民風の改善、勤儉貯蓄、民力涵養及生活改善に關する奬勵を行ひつゝあり

(ハ)勤儉貯蓄の奬勵　農閑期を利用し莚繩叺草鞋の製作及布織養蠶養鷄に從事せしめ又冠婚葬祭の費用其の他の冗費を節して之を貯蓄せしめたるに效果見るべきものあり

(ニ)篤志者の表彰　大正三年以降面長、府面吏員、學校組合吏員又は水利組合吏員中成績優良にして他の模範たるべき者及產業、土木、敎育、救濟其の他公共事業に功勞を有し地方の儀表たるに足るべき篤行者に就き本府に於て之を表彰すると共に各道知事をして表彰せしめ以て地方民心の作興に資せしめつゝあり

第四節　福利施設

(一)公設住宅　都會地に於ける住宅拂底の實況に鑑み其の經營を勸奬したる結果漸次各地に之が普及を見るに至り現在公設住宅を經營せるは京城、木浦、大邱、釜山、新義州、淸津の六府及公州、海州の二面に亘り經營戸數五百四戸あり

(二)公設市場　食料品其の他の日用品を廉價に供給する目的を以て設置せられたるものにして現在公益市場を經營せるは京城、仁川、群山、木浦、大邱、釜山、馬山、平壤、元山、淸津の十府及全州、咸興、羅南の三面にして市場數二十ヶ所、店舗數七百餘一ヶ年の賣上高七百七十二萬餘圓に達せり

(三)共同宿泊所　勞働者に對し低廉にして設備良好なる宿泊所を供給し生活の向上と産業能率の增進とを圖る爲京城府、仁川府、平壤府及釜山府に於ては共同宿泊所を經營し尙京城府に於ては和光敎園に於ても之が經營を爲せり

(四)簡易食堂　勞働者其の他に對し簡易にして保健的なる食事を低廉に供給する爲大邱府及釜山府に於て之が經營を爲せり

(五)共同浴場、共同洗濯場、共同理髮場　何れも低廉なる料金を以て一般者に利用せしめんとするもの各地に經營せられつゝあり

(六)公益質屋　質制度は動産擔保の庶民金融機關として細民及小額所得者の最も廣く利用する所にして朝鮮に於ては典當舖と稱せられ古くより之が普及を見たり昭和二年末調査に依れば內地人經營の質屋六百十四戸朝鮮人經營の典當舖九百二十九戸計一千五百四十三戸を算するも是等は何れも營利を目的とするものなるを以て利用者側の蒙る不利益尠からず之が實情に鑑み都會地に於ける下層民の經濟的保護施設として公益質屋設置の必要を認め昭和四年度に於ては先づ必要差迫れる京城、釜山、木浦、大邱、平壤の五府に之が設置を爲し國費より補助金を交付し助成指導を爲すことせり

(七)小額生產資金　朝鮮農家總戸數の八割を占むる小農二百七萬八千餘戸中金融組合に加入せる者は其の一割內外に過ぎず、爾餘の百八十餘萬戸は生產資金の融通を受くること困難なるを以て已むなく貸金業者、地主等より高步の小口資金を借入れ一時の急を凌ぎつゝあるも固より之によりて生活の安定を期すべくもあらず、小農金融機關の必要洵に急なるものあり、右の如き實情に鑑み昭和三年度より面をして小額生業資金の貸付事業を實行せしめ小農者に對し低利且容易に小口の資金を融通し以て生業を奬め之に保護と指導とを加ふる爲、部落單位により一部落三十戸內外の小農を以て勤農共濟組合を組織し、組合員の指導者として一組合に一名の勸農輔導委員を置き勤勞主義の下に小農者の生活安全を圖りつゝあり

第五節　職業輔導

朝鮮は未だ工業殷盛ならず勞働者は概ね農民より轉業したるものなる爲淳朴にして且其の數少かりし關係上大正六年迄は勞働爭議として殆ど見るべきもの無かりしが當時世界大戰の影響を受け事業界は空前の好況を呈し勞働者にして物價騰貴に基く賃銀値上の要求を爲すもの增加したり又同十年以後は財界の不況に依り賃銀値下に對する反對運動の爭議を見たるも其の多くは失敗に終り爲に其の數を減じたりしが同十二年に至り社會主義者の煽動等に依る階級的色彩を帶びたる爭議起り近時又勞働爭議漸次增加せむとするの傾向にあり

最近朝鮮内に於ては產米增殖計畫に伴ふ水利開墾工事の外鐵道、河川、道路、港灣、等の土木工事の增加に依り勞働者の需要は激增すべき趨勢にあり然るに朝鮮内に於ては勞働者の需給狀況圓滑ならず或る地方の如きは勞働者に不足を訴へ支那人勞働者の使

役を餘儀なくせられつゝありて一方朝鮮人の内地渡航者及滿洲移住者は每年三萬乃至六萬人の多きに昇り勞働者需給調節上面白からざる現象を呈せるを以て本府は之が對策の一端として昭和二年二月以降勞働者の移動を容易ならしむる爲就職の爲旅行する勞働者の運賃割引を實施し尙朝鮮内に於ける勞働過不足の狀況を調査し之が紹介事業に着手し又一般職業紹介所とも聯絡を執り之に依り積極的に勞働者の需給を調節するの外當時釜山に職員を駐在せしめ漫然内地渡航勞働者を朝鮮内に於ける勞務需要先に紹介就職せしめ以て勞働者の生活安定に資せむことを期せり

職業紹介　現在朝鮮に於ける公益職業紹介所は府營のもの六ヶ所（京城、仁川、釜山、平壤、新義州、大邱）面營のもの二ヶ所（咸興、宣川）私設のもの六ヶ所其の他各警察官署に於ても一部職業紹介事務を取扱ひつゝあり

前記職業輔導と關聯し朝鮮内職業紹介機關の充實を圖る爲昭和三年度より公設職業紹介所に對し建設費五割以内經常費二割以内の國庫補助を爲し事業を助成指導しつゝあ

り

第六節　小作問題

小作紛爭は大正九年全羅南道順天郡に於て其の端を發し漸次全鮮（咸北を除く）に擴まるに至れり從來當該道の官憲に於ては地主對小作人間の諒解を得せしめ相互の推讓に依りて紛議を未然に防止すると共に已に發生したる紛議の調停に努力しつゝありたるが時勢の推移に伴ひ益之が事務の重要なるを認め昭和四年度より必要の地方廳に對し小作官又は小作官補を配置し小作問題の處理に任せしむることゝせり

小作問題は朝鮮に於ける農村社會問題なるが朝鮮の小作慣行は永年幾多の變遷を經て今日に及びたるものにして地方に依り又地主の異なるに依り或は水利灌漑の異なるに依り多種多樣にして一概に律し難き事情に在り此等の慣行中には土地の生產力增進並小作農の生活安定を妨ぐるが如きものあるのみならず地主、小作人間の情誼の如きも

時勢の變遷に鑑み等閑に附し難き狀況にあるを以て本府に於ては曩に小作調査委員會を設け時勢に適合する小作制度の樹立に付必要なる調査を爲しつゝあり

第七節　鄕校財產

鄕校財產は地方に於ける文廟の祭祀及經學を講明する爲主として地方儒林よりの鳩財及政府より特に下附せられたるもの等より成り公共的性質を有して殆ど不動產に屬す現行鄕校財產管理規程は專ら文廟の維持と社會敎化事業の施設に使用し府尹郡守島司をして管理せしむるも其の使途に關しては儒林中より選出せる輿議の意見を聽きて之を定めしむることゝし儒林をして自ら進んで儒道の本義を闡明し社會敎化に努力するの氣運を養ひ以て民風作興の資に供せしめんことを期せり

第八節　活動寫眞

最も平易に而も多數人に朝鮮を理解せしむるには活動寫眞を利用するを捷徑とし、大正九年度より本府に活動寫眞班を設置して朝鮮に於ける諸般の施設、產業、敎育、社會事業等の一班を活動寫眞に撮影し之を內地等に於て公開し專ら朝鮮紹介に努め一面內地の風光、文物其の他模範となるべき事物を映畫に依りて朝鮮に紹介し以て母國に對する親しみと信賴の念を喚起せしめ尙機會ある每に朝鮮統治の概況を廣く海外に紹介しつゝあるが相當好果を收めつゝあり

第九節　濟生院

總督府濟生院は孤兒の養育及盲啞者の敎育を掌るものにして前者は養育部及附屬農場に於てし、後者は盲啞部に於てす、其の概況左の如し

イ　養育部　京城府の北部新橋洞に在り乳幼兒は總て里預けとなし滿五歲に達すれば部內に引取りて幼稚園敎育を施す、部內施設も學校は普通學校の敎科課程に準じ修業年限を六箇年と定め學齡に達せる者に對して敎育を施せり

ロ　附屬農場　京畿道楊州郡蘆海面に在り養育部の學科修了後身體健康にして勞働に適する者は全部農作に從事せしめつゝあり

ハ　盲啞部　京城府天然洞に在り盲啞者に對する特種敎育をなす、其の敎育は普通敎育を施すの外實用方面に重きを置き盲生には鍼治及按摩を、啞生には洋服裁縫を課せり

第十節　感化院

名稱　永興學校　は不良性を帶べる年少者は收容して感化敎育を施す機關にして總督府に於て大正十二年十月一日より之を開設せり

昭和三年度末收容者五十九名にして內、內地人五名他は朝鮮人なり學科は普通學校程度に依り之を課せる外各種の實科敎授を爲し將來自活の途を與ふることに努め居れり

第十一節　救療機關

總督府の施設に係る救療機關は癩患者收容を目的とする慈惠醫院を全羅南道小鹿島に置き其の他從來の道慈惠醫院を大正十四年四月道地方費に移管し道立醫院として診療に從事するもの各道廳所在地（京畿道、慶尙南道を除く）及水原、開城、群山、南原、順天、濟州、安東、金泉、晋州、馬山、義州、楚山、江界、江陵、惠山鎭、城津會寧、間島の各地に設置し尙平壤醫院分院を鎭南浦に設け醫院同樣診療に從事す又國境對岸地方に於ては東間島に在る鮮人の救療を目的とせる在龍井村間島醫院の外局子街、頭道溝及百草溝等には信用ある開業醫に救療を囑託し僻陬地在住鮮人及鴨綠江對岸地方に於ける鮮人に對しては道立醫院に於て巡回診療を施行し琿春地方に於ても亦同地の信用ある開業醫に救療を委託し以て朝鮮人救療の途を講ぜり

イ　診療の成績　併合以來昭和三年十二月末日迄各醫院に於て取扱ひたる總患者數は二千百八十五萬六千七百八十七人にして其の延人員實に四千四百八十萬八千二百二十一人の多きに達せり

ロ　巡回診療　從來慈惠醫院に於て施行せる巡回診療は大正十四年四月道地方費に移管後も引續き道立醫院に於て施行しつゝあり其の巡回診療開始後昭和三年迄の總患者數人員百二萬七千一人延人員四百五十三萬五千七百七十九人を算せり

尙京城帝國大學醫學部附屬醫院大邱・平壤・及咸興道立醫院に於ては內鮮人助產婦、看護婦を養成し卒業者の大多數は官公私立醫院等に就職し皆相當の信賴を受けつゝあり其の入學者の資格は小學校卒業程度とし內鮮人を共收し敎育期間は二箇年其期間中每月金二十圓の手當を支給せり又京城帝國大學醫學部附屬醫院、大邱及平壤道立醫院に在りては大正六年度より日本赤十字社朝鮮本府の委託に係る救護看護婦の養成に從事せり

第五章　教　育

從來朝鮮に於ける內地人と朝鮮人との教育は其の系統を異にしたるも時勢の進歩は此の差別を撤廢するの必要を認め卽ち普通教育に在りては國語を常用する者（主として內地人）と國語を常用せざる者（主として朝鮮人）との二種に分つも特別の事情ある場合は相互に其の入學を認むるの途を開き實業教育、專門教育、大學教育及師範教育に在りては內鮮人の共學を原則として新に教育系統を立て之を統一するに至れり。

第一節　普　通　教　育

一　國語を常用する者の教育　朝鮮に於て國語を常用する者（主として內地人）の教育は明治十年釜山に於て小學程度の學校を設立せるを嚆矢とし其の後各地に學校の增設を見明治四十三年總督府設置當時に於ては其の數旣に百二十に達したり而して其の前年統

監府は小學校規則を公布し同四十三年三月中學校官制及中學校規則を公布し併合の後總督府は更に同四十五年三月に於て公立小學校、高等女學校、實業專修學校及簡易實業專修學校官制並諸學校規則を公布し大正十一年二月に至り新に朝鮮教育令の公布を見るこ共に國語を常用する者の普通教育は小學校令、中學校令及高等女學校令に依るを原則こし内地に於ける教育こ何等の差別なく修業年限教科課程及編制等も亦略内地こ同一にして互に入學轉學の聯絡を保たしめ又特別の事情ある場合には國語を常用せざる者（主として朝鮮人）の入學を認むることゝせり。

學校	數	職員數	生徒數
小學校	四六四	一、九八九	六四、九六三
公立中學校	二	二九一	五、八六八
一高等女學校	三	三四八	七、七〇九

二　國語を常用せざる者の教育　古來朝鮮の教育は儒學を主こし科舉に登第するを以て唯一の目的こし京城に成均館及四學ありて一國の最高學府こなり各府郡に鄉校、各所に書堂ありて教育の機關こ爲せり然るに明治二十七年科舉の制を廢し翌二十八年新に教育制度を定めて小學校及中學校に關する規定を設け又師範學校及外國語學校を設置したりしも此等は悉く日本の制度を模倣したるものにして當時の民度に適合せざりしのみならず其の運用亦宜きを得ざりしを以て效果を見るに足るものなかりき既にして同三十七年日韓協約の結果學部に内地人參與官を置きて教育の刷新を講じ統監府の開かるゝや其の指導の下に法令の改廢を行ひ普通學校、高等學校、高等女學校を增設して内地人教員を配置し新に教科書を編纂して教育上の新生面を開き併合こ同時に總督府に於ては各般に亘りて制度の改革を行ひしも教育事業は國家百年の大計なるを以て時勢の趨嚮民度の實際を考察して愼重の研究を重ぬるの必要上暫く從來の制度を存續し同四十四年八月初めて朝鮮教育令を發布し同年十月各學校官制及規則を公布し爾來之に據りて朝鮮人教育を行ひしも時勢の進歩こ向學心の

旺盛とは再び其の改正を要するに至り大正九年十一月一部の改正を行ひて普通學校の修業年限は六箇年を以て原則となし高等普通學校に二箇年以内の補習科を置くことを得せしめ更に教育調査會の決議に基き同十一年二月朝鮮教育令を發布して學制全般に亘りて大刷新を行ふと共に新に朝鮮總督府諸學校官制、朝鮮公立學校官制竝普通學校、高等普通學校、女子高等普通學校の各規程を制定し又特別の事情ある場合に於ては朝鮮人にして小學校、中學校、高等女學校に入學し得ると同じく内地人にして普通學校、高等普通學校、女子高等普通學校に入學するを得せしめ一視同仁の聖旨に依りて内鮮人の差別教育を撤廢するを本旨とするに至れり然れども内地人と朝鮮人とは風俗習慣自ら其の趣を異にするものあるを以て國語を常用せざる者（主として朝鮮人）の教育に於ては此等の事情に鑑みて教科目其の他に若干の特例を設け大に教育機關の擴張を圖りたる結果併合當時に於ては公立普通學校の數僅に一百に過ぎざりしも今や一千五百校に上り四十四萬八千六百六十一人の生徒を有するに至れり、而して此等の學校は從來併合の際下賜せられたる臨時恩賜金利子を基礎として國庫及地方費の補助基本財産收入、授業料等を以て其の維持に充當せられ尚必要ある場合は設立區域内に於ける朝鮮人に經費の負擔をなさしめしも學校の增設及修業年限の延長に伴ふ負擔關係を整理するの必要を認め學制の一部改正と共に朝鮮學校費令を制定して大正九年十月より之を施行せり。

學校	數	職員數	生徒數
公立普通學校	一、五〇〇	八、五八八	四四八、六六一
公立高等普通學校	一五	三六五	七、〇五二
公立女子高等普通學校	六	八七	一、六一〇
私立普通學校	九	一九八	四、九四五
私立高等普通學校	九	一三六	二、五八九

三　書堂　書堂は古來朝鮮に於ける少年子弟の唯一教育機關にして一洞又は個人或は教師自らの設立に係り極めて不完全なる教育を施せるも其の數各道に亘りて頗る多

く遽かに廢止する能はざる事情あるを以て弊害なき限り之を存置し來れり然れども近來普通學校の普及に伴ひ往々普通學科を其の教科に加ふるものあるに至り大正七年書堂規則を公布し更に昭和四年之が改正を行ひ當事者をして書堂の名稱、位置、學童數、維持方法、教授事項及教科用圖書等に關する事項を具し道知事の認可を受けしめ以て其の監督及指導に努めつゝあり昭和四年五月末書堂數一萬四千九百五十七教員一萬五千四百六十九人生徒十九萬一千六百七十二人あり

四　幼稚園　幼稚園は昭和四年五月末に於ける公私立併せて園數百七十六、兒童數九千九百八十五人なり

第二節　實業教育及專門教育

實業及專門教育は併合以前既に二三の商業學校並農業學校等あり其の公立に屬するものは內地に於ける同程度の學校に準據して別に法令の規定なかりしも明治四十四年十月始めて朝鮮人教育に關する實業學校規則及朝鮮公立實業學校官制を公布し次で四十五年三月內地人教育の爲め朝鮮公立實業學校官制並朝鮮公立實業專修學校及朝鮮公立簡易實業專修學校規則の公布を見大正十一年二月新教育令の發布と共に實業教育、專門教育は內鮮人の共學を原則とし實業學校は實業學校令及文部省令の當該規程に準據し專門教育は專門學校令に依ることゝ爲したり

近來普通教育の普及に伴ふて實業及專門の教育亦隨ふて勃興し其の教育機關たる諸學校は同十一年四月新教育令の實施以來入學資格、修業年限、學科程度等全く內地に於ける專門學校と異なる所なし

學校	校數	職員數	生徒數
官立專門學校	五	二四七	一、一六四
私立專門學校	六	一九八	一、〇九二
官立實業學校	一	三三	一五八
公立農業（農林、農蠶）學校	二四	二五七	四、八五〇

	學校數	職員數	生徒數
公立商業（商工）學校	一六	二五六	四、九二七
私立商業學校	四	六五	一、二〇九
公立水産學校	三	三〇	二三七
公立職業學校	二	二七	五〇七
公立實業補習學校	六七	三一八	三、二九九

第三節　大學教育及其の豫備教育

大正十一年二月勅令第十九號を以て朝鮮教育令に始めて朝鮮に於ける大學教育に關する要綱を定められ大學教育及其の豫備教育は內地の大學令に依り同令中文部大臣の職務は朝鮮總督之を行ふことゝなり、京城に綜合制の官立大學を設置し差當り法文學部及醫學部を置き同十五年度より開設し其の豫備教育としては修業年限二年の豫科を附置し同十三年度より開設せり大學の組織內容は共に內地に於ける帝國大學と殆ど同樣にして內鮮人共學なるも各學部に於て其の特長を發揮すべき使命あるを以て法文學部に於ては朝鮮の法律制度經濟及言語文學思想信仰風俗習慣美術歷史等に關する研究を爲し其の他社會百般の事象に關し特に其の推移變遷に留意して之が研究に努め又醫學部に於ては朝鮮特殊の疾病藥物等の研究に關し大に其の特色を發揮せんとす

昭和四年五月末大學職員四百二十一人、生徒五百五十二人、豫科職員二十八人生徒二百九十五人なり

第四節　師範教育

師範教育は內鮮人共學を本體としたり而して本教育は從來の朝鮮の現狀に鑑みて內地に比し少しく入學資格を低下し修業年限を延長する等特種の施設をなし又他の教育機關に於ては公共團體及私人の設立經營を認むるも師範學校は官立の外道地方費の經營に限りて之が設立を認むることゝなし來たりたるが昭和四年四月朝鮮教育令の改正を

見師範學校は當分の間官立とするの方針を定め道地方費立師範學校は一樣に昭和六年三月廢止せらるることなれり。而して昭和四年六月大邱及平壤に官立師範學校設置せられたり

昭和四年五月末官立師範學校一、職員五十四人、生徒七百五十六人、公立師範學校十六、職員百三十八人、生徒一千三十九人あり

第五節　在內地朝鮮學生

內地に於て勉學する朝鮮學生は三千七百五十三名（昭和三年末現在）にして內七十八名は總督府に於て指名せる給費學生に屬し之を地方別にすれば東京在學者二千七百三名地方在學者一千五十名に達す

私費學生中最多數を占むるは上級學校入學の爲準備教育を受くる者及私立大學專門部及其の他に於て法政經濟等を修むる者にして給費學生は朝鮮に於ける中等程度以上の學校卒業後內地私費留學中の者にして品行方正學力優秀身體健全なる者を選拔し官費を以て內地に於て學習を必要とする學術技藝を履修せしむる者とす學資の給與額は物價の昂騰に隨ひ年々增加し來り一人に對する給與年額は六百五十圓以內とし此の外尙ほ旅費、治療費等をも給し來りしも大正十一年度よりは一人に對する給與年額を三百六十圓以內に減じ人員を增加派遣することゝせり此等學生に保護監督に關しては從來東京に朝鮮留學生監督を置き之に當らしめたりしも大正九年十一月從前の留學生規程は之を廢止し且留學生なる名稱を改めて在內地朝鮮學生と稱し同年度よりは事業を擧げて東洋協會に委託し之に必要なる經費を補助することゝせり而して同會に於ては朝鮮學生督學部を設けて之に當らしめしが更に右朝鮮學生保護監督の事業は之を朝鮮教育會の事業に移し督學部の名稱は之を奬學部と改めたり在內地學生の歸還者の就職に關しては可及的便宜を與へ官公吏、教員等に採用し又は銀行會社等に斡旋就職せしむる等以て無爲徒食の者なからしめむことを期せり

第六節　經　學　院

經學院は朝鮮總督監督の下に經學を講じ風教德化を扶くるを以て其の目的こ爲し襲に下賜せられたる臨時恩賜金二十五萬圓を基金こし其の利子を以て之が維持に充つるの外毎年總督府より六千餘圓を補助するこ、せり本院には大提學、副提學、祭酒、司成等の職員を置き院務を處理せしめ又各道より碩學高德の耆宿を擧げて講士こなし毎年春秋二回文廟の釋奠を嚴修し尙大正十一年度より東西兩廡及啓聖祠の祭典を復活せり本院の事業は月次講演を開き或は職員を地方に派遣して臨時講演を催し毎年經學院雜誌を發刊して汎く之を頒布し各道に於ける講士は時々道内各地を巡講する等常に施政の方針に順應し彝倫の扶持人心の啓發に努めつ、あり

第七節　圖　書　館

圖書館は社會教育上最も重要なる機關なるを以て本府に於ては從來之が實現に努めたりしが大正十二年十一月總督府圖書館官制の公布を見るに至れり爾來鋭意開館準備に著手せるが速に公開民衆の教化に資せむが爲先づ新書の分類整理を急ぎ同十四年三月完成を告げたるを以て四月より開館せり尙十五年四月婦人閲覽室、特別閲覽室、調査室等を開設せり而して圖書館に於て蒐集保存せる圖書中現に閲覽に供しつ、あるもの僅に二萬九千七百冊を出でざるも閲覽者平均一箇月二萬二千七百人の多きに達し漸次增加の趨勢に在り蓋し社會教育上齎す效果尠少ならざるを信ず將來圖書の蒐集保存に努め古書部及洋書部の二部を公開するこ共に極力内部の充實を圖り一面名士學者等を招聘し時々講演會を開催し以て民衆の教化を期せむこす

第八節　朝鮮美術展覽會

朝鮮美術展覽會は大正十一年六月之が第一回を京城に於て開催せしが爾來年こ共に隆

盛に向ひ第八回展覽會は昭和四年九月京城に於て開催し出品總數千二百六十二點に達し中入選東洋畫四十六點、西洋畫百六十二點、彫刻九點、書六十點、四君子二十三點計三百點特選東洋畫五點、西洋畫六點、書四點、四君子一點を出し會期中觀覽者總數三萬二千八百二十一人に及べり想ふに回を重ぬるに從ひ朝鮮美術の發展を促進し社會文化の發達を裨補する所少なからざるべし

第六章　財政及經濟

第一節　財　政

一　歳　計

韓國政府時代の財政は紊亂其の極に達し明治三十七年十月財政顧問の設置ありて鋭意刷新を圖りしも積弊の致す所容易に掃清する能はず其の後統監府の設置せらるゝに及び同四十年に於て日韓協約の結果、行政各部の擴張、各種事業の發展に伴ひ歳出著しき增加の傾向を來たし到底其の支出を辨じ難きを以て帝國政府は同年度以降同四十五年度に至るまで六箇年度内に總計一千九百六十八萬二千六百二十三圓を無利子無期限を以て貸附したり然れども併合當時に於ては經常歳入を以て到底豫期の施設を爲すこと能はざるに因り同四十四年以降中央政府の一般會計より一千二百三十五萬圓の補充

を仰ぎて應急の策を講じ爾後諸般の事業を整理して經費を節約し大正二年度には該補充金中より二百三十五萬圓を減じ更に同三年度以降五箇年を期して朝鮮特別會計の獨立計畫を實行せむが爲一方に於て諸般制度の整理を行ひ行政費を節約し他方に於ては産業奬勵の必要上確實なる財源を求むる爲諸稅の增徵並新設を行ひ同八年度に於ては全く中央政府の補充を仰がざることゝしたるも警察制度の改革其の他諸般行政の刷新に伴ひ再び補充金を要するに至り同九年度に一千萬圓、同十年度に千五百萬圓、同十一年度に千五百萬圓、同十二年度に千五百萬圓、同十三年度に於ては豫算踏襲の爲前年度と同額十四年度及大正十五昭和元年度に於ては災害費の財源を含み前者に於て千六百五十五萬四千五百二十九圓、後者に於て千九百四十四萬五千四百七十一圓昭和二年度同三年度及四年度に於ては各千五百萬圓の補充を受くるに至れり。

朝鮮總督府特別會計歲入歲出

年度	歲入			歲出		
	經常	臨時	合計	經常	臨時	合計
	円	円	円	円	円	円
豫算 昭和二年度	一六五、七三五、八五五	四五、一三六、一三六	三〇、九一〇、一一一	一三〇、八五九、九〇九	六〇、〇三〇、二〇三	三〇、九一〇、一一一
同　三年度	一五九、八四四、〇三九	四三、八三〇、〇一三	三三、六七四、〇四三	一六二、八五三、三八一	六〇、八〇〇、七六一	三三、六七四、〇四三
同　四年度	一九五、九七五、〇〇三	三〇、八七七、八一〇	二一六、八五三、八四五	一七六、三五八、六四四	七〇、三九四、一九九	二四六、八五二、八四五

二　國債

明治四十四年以來道路修築海關工事費並鐵道建設及改良に要する繼續事業費支辨の財源は總て公債若くは借入金に依ることゝし明治四十四年三月朝鮮事業公債法及朝鮮事業公債金特別會計法を發布せられたるが其の後事業の進捗計畫の變更に伴ひ經費の增減を要するものあり大正五年三月事業公債法中公債發行限度額を五千六百萬圓に改め其の後平壤鑛業所の擴張其の他事業の進行に從ひ逐年發行限度を擴張し來りたるが同八年三月朝鮮事業公債金特別會計法を發布して右會計を整理することゝなれり而して同九年度に於ては醫院新營費警察官署新營費警備電話擴張費監獄新營費鹽田擴張費等

を同十年度に於ては煙草專賣實施に要する交付金の公債を同十一年度に於ては電信電話整備費及砂防事業費をも支辨に加へ次で同十二年三月公債及借入金限度を三億九千三百七十萬圓に擴張せられたるが更に昭和二年三月二十九日法律第十一號を以て朝鮮事業公債法を改正し其の限度を六億三百七十萬圓に改め昭和二年四月一日より之を施行せらるゝことゝなれり

三　租　稅

內國稅

イ　地稅　本稅は朝鮮現行內國稅の首位を占め昭和四年度收入豫算額千五百三十四萬二千三百十四圓を算し內國稅收入豫算額三千三百八十九萬五千六百三十八圓の約四割五分に當れり

本稅は地稅令に依り田(畑)、畓(田)、垈(宅地)、池沼、雜種地及有料借地たる社寺地に之を課し土地臺張に登錄したる土地所有者、質權者、質の性質を有する典當權者(質權者に當る)又は地上權者より徵收し土地の收益を標準としたる地價を課稅標準として其の千分の十七を課し納期は第一期を十二月一日より同二十八日限第二期を翌年二月一日より同月末日限とす但し一面(面は町村に當る)に於ける同一納稅義務者の地稅納額二圓未滿なるときは第一期に於て其の金額を徵收せり

道別課稅地段別地價地稅額納稅人員　昭和四年一月一日現在

區分 / 道名	別段 田(畑)	畓(田)	垈(宅地)	池沼	雜種地	社寺地	合計	地價	地稅	納稅人員
	町	町	町	町	町	町	町	円	円	人
京畿道	一万、六三三 六六八	一九三、〇九六 八四	一三、八八九 一、三四三	六〇 一	三、三九三 二〇	〇 〇	三九〇、六九三 二、一〇七	九三、一六六、九八三 三〇、七八七、六四九	一、三六八、八三八 三九二、四八三	二八一、六四三 三二、三三三
忠淸北道	八六、一二七 七四	六七、七二〇 一〇三	六、〇〇一 六一	一七 一	三五 一	一三九、九三〇 二四〇	四三、三三二、六三三 四一九、三七四	七六九、三九三 三、九三	一七四、〇三九 九三〇	
忠淸南道	八二、四九〇 一六一	一三六、六一六 三三三	一〇、三三〇 一九三	二一 一	三、六〇二 四	〇 〇	三三二、一四一 六三三	九六、七〇三、九〇三 一、三八三、一六〇	一、六一三、九六六 一三、〇三九	三三八、〇〇二 一、九七六
全羅北道	六四、一四一 四三	一六三、一三四 九	九、二六六 一八九	一七 一	一、九三一 〇	〇 〇	二二三、八三三 二四四	八八、一〇二、三三三 一、三三、六二二	一、四九九、八四三 一四、四九三	三七七、七八七 三、三〇二
全羅南道	一九七、六一八 一三九	二〇〇、三〇〇 一三三	一三、六三一 二六三	一〇三 一	四、八〇四 三一	一 一	四八八、四七八 二三九	一二三、三一九、八三三 二、七二一、九一七	一、九六〇、四三八 三三、八六八	三三三、四二六 三、四九二

道名＼區分	段別 田（畑）	畓（田）	宅（宅地）	池沼	雜種地	社寺地	合計	地價	地稅納稅人員
	町	町	町	町	町	町	町	円	人
慶尙北道	一、九五七、七三四	一、八六、七三四	二、三、八九〇	六九	四、九九	—	三、九五、九六七	二、二二、〇四〇	五九三、三三〇
	三三	二八	二九	〇	三		八〇三	三一、八二八	三、三三一
慶尙南道	一〇六、四八〇	一六三、一〇九	一〇、八三七	三一	八、六七	—	二、〇三七、三七一	八二、八三三	九、三一〇
	六八	三三三	四六七	三	一三		四、四四四、八九六	二、二六六、六三九	三〇七、九〇七
黃海道	三九、三三六	一三六、一二三	二、六六七	七三	七、四〇一	—	七四、四〇八、二一〇	一、二六六、六三九	二、二七四
	一九	八	九三	—	一		四四八、三三七	四、二六一	
平安南道	三三六、三二三	六四、三九七	八、一七三	九四	四、三三三	—	三四、七六二、九三八	三九〇、九三三	三四、九一一
	一八三	二四	三二一		三〇		三、八六四、四〇九	三六、七二一	三、三七八
平安北道	三三三、三八四	七三、三三八	八、一七三	〇	一、四九四	—	三八、一四四、一八四	四八四、七四一	四〇七、三九〇
	一九三	一	一〇三		四		四三三、三三六	四、一三八	三〇三
江原道	三三六、〇二一	六、三三〇	八、三三〇	—	七七	—	三〇、九六四、三九一	三三六、三九四	三四三、一九三
	—	—	—				—		—
咸鏡南道	三三四、八九一	四三、三三三	七、六〇三	六三	三、六一一	—	三九〇、三三四	三一一、三三〇	一八、三三三、三三九
	三〇三	七〇	二四六	〇	三六		三三六	一七、九三六	一、八八六、九四三
咸鏡北道	一九六、一〇八	一〇、三七三	三、一一三	—	一〇三	—	三〇九、七三三	一一七、八六六	八、六九八、〇三三
	三四三	—	一〇一		〇		三四七	三、〇三四	三九、三三四
合計	四、三四三、〇九四	一、三三三、四九七	二三六、六六三	一、〇三〇	三八、三七〇	〇	四、四四四、八九六	一三三、〇〇三、三三三	八八三、七九六、三七四
	三三、二二	一、三四三	三三、六七七	三	一七		八、三三〇	三三、二〇四	六六、〇六三、四三一

備考（一）地稅は道別地價の合計額に率稅を乘じ算出せり（二）段別は町位未滿、地價及地稅は圓位未滿を切捨てたるに付合計に於て符合せず（四）〇は單位未滿のものとす（五）外書は從來市街地稅を賦課したるものにして昭和四年分に限り舊市街地稅と同額を徴收するものとす

ロ　所得稅　本稅は朝鮮所得稅令に依り（一）朝鮮に本店又は主たる事務所を有する法人（二）朝鮮所得稅法施行地、臺灣、關東州又は樺太以外に本店又は主たる事務所を有する法人にして朝鮮內に資產又は營業を有するときは其の資產又は營業より生ずる所得に付其の法人に之を賦課し其の課稅標準、稅率、課稅方法等は概ね內地に於ける法人所得稅と異ならず昭和四年度に於ける本稅の收入豫算額は百五萬九千百二十五圓なり

ハ　營業稅　本稅は朝鮮營業稅令に依り朝鮮に營業場を有し左に揭ぐる營業を爲す者に之を賦課す

一　物品販賣業（動植物其の他普通に物品と稱せざるものゝ販賣を含む）
二　銀行業　三　保險業　四　無盡業　五　金錢貸付業
六　物品貸付業（動植物其の他普通に物品と稱せざるものゝ貸付を含む）
七　製造業（物品の加工修理を含む）　八　瓦斯供給業、電氣供給業
九　運送業　十　運送取扱業　十一　倉庫業　十二　鐵道業（軌

道業を含む）　十三　請負業
十六　寫眞業　十七　席貸業
十九　料理店業　二十　周旋業
廿三　問屋業　廿四　信託業
十四　印刷業　十五　出版業
十八　旅人宿業（下宿を含み木賃宿を含まず）
廿二　代理業　廿三　仲立業

本稅の昭和四年度に於ける收入豫算額は百三十七萬九千九十六圓なり、而して本稅は左の課稅標準及稅率に依り之を課し納期は第一期を五月一日より同月三十日限とす、第二期を十一月一日より同月三十一日限第二期を十一月一日より同月三十日限とす

營業稅課稅標準及稅率

營業名	課稅標準	稅率
物品販賣業	賣上金額	卸賣（甲）萬分の四 卸賣（乙）萬分の六 小賣　萬分の十二
銀行業	資本金額 預金額 社債及借入金	萬分の七 萬分の三 萬分の一
保險業	資本金額 保險料額	萬分の七 萬分の七
無盡業	資本金額 無盡掛金額	萬分の七 萬分の七
金錢貸付業	收入金額	千分の十二
物品貸付業	收入金額	千分の七
製造業	收入金額	甲　萬分の五 乙　萬分の十三
運送業、印刷業、出版業、寫眞業	收入金額	萬分の十三
瓦斯供給業、電氣供給業	收入金額	萬分の三十三
倉庫業	收入金額	萬分の五十三
鐵道業	收入金額	萬分の二十
請負業	請負金額	萬分の十三
席貸業、料理店業	收入金額	萬分の六十七
旅人宿業	收入金額	萬分四十七
運送取扱業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、信託業	報償金額	千分の十

物品販賣業中穀類、肥料、鹽、煙草、石炭又は薪炭の卸賣に對しては甲の稅率を、其の他品の卸賣に對しては乙の稅率を適用す

製造業中籾摺又は精米に對しては甲の稅率を、其の他に對しては乙の稅率を適用す

ニ　資本利子稅　本稅は朝鮮資本利子稅令に依り朝鮮に於て資本利子の支拂を受くる者に對し其の支拂を受くる公債又は社債の利子に付之を賦課するものにして稅率は資本利子金額の百分の二と爲せり、昭和四年度に於ける本稅の收入豫算額は二十七萬四千百三十六圓なり

ホ　取引所稅　本稅は取引所に課する取引所稅と仲買人に課する取引稅とを總稱したるものにして朝鮮取引所稅令に依りて之を賦課し取引所稅は賣買手數料收入金額の百分の十、取引稅は取引所に於ける定期取引に依る賣買各約定金高（轉賣、買戻に係る分を除く）の萬分の五を賦課せり昭和四年度に於ける本稅（取引稅を含む）の收入豫算額は十萬三百一圓なり

ヘ　鑛稅　本稅は鑛產稅及鑛區稅の二者を總稱したるものにして朝鮮鑛業令に依り鑛業權者に之を賦課し鑛產稅は鑛產物の價格百分の一の割合を以て之を課し（金鑛、銀鑛、鉛鑛、鐵鑛、砂金及砂鑛に限り鑛產稅を課せざるものとす）鑛區稅は鑛區千坪又は河床延長一町每に一年六十錢を課す（千坪又は一町未滿の端數は之を千坪又は一町として計算す）但し鑛區の分合に因る場合を除く外鑛業權設定の登錄ありたる月より起算して三年間は上記の半額とす昭和四年度に於ける本稅の收入豫算額は五十二萬七千八百二十九圓なり

ト　登錄稅　本稅は朝鮮登錄稅令に依りて（一）不動產に關する登記を受くるとき（二）船舶に關する登記を受くるとき（三）船籍の登錄を受くるとき（四）海員の身分に關する登錄を受くるとき（五）工場財團登記簿、鑛業財團登記簿、鐵道抵當原簿及軌道抵當原簿に登錄を受くるとき（六）商事會社其の他營利を目的とする法人が登記を受くるとき（七）商號の設定、支配人の選任等に付登記を受くるとき（八）法人の合併に因

る不動産又は船舶に關する權利の取得に付登記を受くるとき(九)鑛業權に關し鑛業原簿に登錄を受くるとき等に於て申請人より納付すべきものと爲せり其の内主たる不動産に關する登記を受くる者に對しては左記の區別に從ひ之を賦課するものとす

一　相續に因る所有權の取得は不動産價格の千分の七

二　贈與、遺贈其の他無償名義に因る所有權の取得は不動産價格の千分の三十八

三　前各號以外の原因に因る所有權の取得は不動産價格の千分の三十三

四　所有權保存は不動産價格の千分の五

五　共有物の分割は分割に因りて受くる不動産價格の千分の五

六　地上權、永小作權又は賃借權の取得は存續期間十年以下は不動産價格の千分の一、二十年以下は千分の二、三十年以下は千分の四、五十年以下は千分の七、七十年以下は千分の十、百年以下は千分の十五、百年を超ゆるものは千分の二十、存續期間の定なきものは千分の一、存續期間の定なきものにして民法第二百六十八條又は第二百七十八條の規定の適用あるものは千分の四

七　地役權の取得は要役地價格の千分の一

八　朝鮮貴族世襲財産の設定は不動産價格の千分の十五

九　先取特權の保存又は取得は債權金額又は不動産工事費用豫算金額の千分の五、五

十　質權又は低當權の取得は債權金額の千分の五、五

十一　競賣又は强制管理の申立債權金額の千分の五、五

十二　假差押又は假處分は債權金額の千分の四

十三　抵當ある債權の差押は債權金額の千分の五、五

十四　相續財産の分離は所有權に付ては不動産價格の千分の五、五所有權以外の權利に付ては不動産價格の七分の一

十五　滯納處分以外の原因に依る權利の處分にして特に掲げざるものに付ては債權金額の千分の四

十六　抹消したる登記の回復は不動産每一箇四十錢

十七　假登記は不動産每一箇四十錢

十八　附記登記は不動産每一箇二十錢

十九　登記の更正、變更又は抹消は不動産每一箇二十錢

チ　印紙稅　本稅は印紙稅令に依りて證書、帳簿を作成する者に之を賦課し同令第一

條に印紙稅に關しては印紙稅法に依ること規定し印紙稅法第四條乃至第五條の證書、帳簿と類似の效力を有するものに對しては其の名稱に拘らず同條の規定に依るものと爲せり

酒稅　本稅は酒稅令に依り之を賦課す、昭和四年度收入豫算額千二百四十四萬五千六百十二圓なり

本稅令に於て酒類と稱するは酒精及酒精を含有する飲料を謂ひ之を左の三類に分つ

一　釀造酒　清酒、濁酒、麥酒の類にして醪其の他の醱酵液より製成したるもの

二　蒸餾酒　燒酎、高粱酒、酒精の類にして醪其の他の醱酵液、酒類、酒粕其の他の物より蒸餾して製成したるもの

三　再製酒　白酒、味淋、松露酒、甘紅露、梨薑酒の類にして釀造酒又は蒸餾酒の一種と他の釀造酒若は蒸餾酒又は再製酒其の他の物とを混和して製成したるもの

酒類を製造せむとする者は製造場一箇所毎に製造場の所在を管轄する府尹、郡守、島司の免許を受くるものとす

酒類を製造する者又は酒類を保稅地域より引取る者に對しては其の造石數又は引取石數に應じ左の割合に依り酒稅を課す

一　釀造酒

朝鮮酒たる濁酒	一石に付	三圓二十錢
朝鮮酒たる藥酒	一石に付	十圓
麥酒	一石に付	十六圓
前記以外の釀造酒	一石に付	三十圓

二　酒精以外の蒸餾酒

原容量百分中純酒精の容量二十五以下のもの	一石に付	十二圓
原容量百分中純酒精の容量三十以下のもの	一石に付	十四圓
原容量百分中純酒精の容量三十五以下のもの	一石に付	十六圓
原容量百分中純酒精の容量四十以下のもの	一石に付	二十圓
原容量百分中純酒精の容量四十五以下のもの	一石に付	二十五圓
原容量百分中純酒精の容量五十以下のもの	一石に付	三十圓
原容量百分中純酒精の容量五十を超ゆるもの	一石に付	三十圓に原容量百分中純酒精の容量五十を超ゆる一箇毎に一圓を加へたる金額

三　酒精　一石に付　康寧量百分中純酒精の容量一箇毎に一圓
四　再製酒　一石に付　康寧量百分中純酒精の容量一箇毎に一圓但し一石に付三十三圓に滿たざるときは三十三圓とす

以下、燒酎に付ては一石以下を限り免許し左の割合に依り酒稅を課す

濁酒　六圓　藥酒　二十圓　燒酎　十圓

自家用朝鮮酒二種以上を製造するときは各種を通じて二石以下（此の場合に於て燒酎の製造は一石を越ゆることを得ず）を限り免許す稅率は藥酒の例に依る

ヌ　煙草耕作稅　本稅は朝鮮煙草專賣令に依りて自家用煙草耕作者に賦課するものにして自家用煙草耕作の許可を受けたる者より每年一圓六十錢を徵收するものこす

ル　砂糖消費稅　本稅は砂糖消費稅令に依りて之を賦課す昭和四年度收入豫算額二百三十四萬五千百七十七圓なり

砂糖、糖蜜又は糖水を製造せむこする者は製造場一箇所每に製造場の所在を管轄する府尹、郡守、島司の免許を受くるものこす

砂糖、糖蜜又は糖水を製造場又は保稅地域より引取るこき其の引取人より徵收す

ヲ　朝鮮銀行券發行稅　本稅は朝鮮銀行令に據り朝鮮銀行が正貨準備發行高及五千萬圓を限度こする保證準備發行高の外更に市場の景況に據り朝鮮總督の認可を受け國債證券其の他確實なる證券又は商業手形を保證こして銀行券を發行するこきは其の發行高に對し一年百分の五を下らざる割合（割合は其の時々之を定む）を以て之を賦課す昭和四年度に於ける本稅の豫算額は十五萬六千四百十九圓なり

ウ　徵收　國稅の徵收は國稅徵收令の規定する所に據る而して徵稅機關は內地の如く特別機關を設けざるも府面（法人）をして徵收せしめ又は府尹、郡守、島司をして直接徵收せしむる等其の方法は略ぼ內地に同じ而して府面（法人）をして徵收せしむる稅目は國稅徵收令施行規則の規定に依り地稅、市街地稅、酒稅（朝鮮酒以外の酒稅を除く）煙草耕作稅及營業稅こなし其の他の國稅は總て府尹、郡守又は島司

に於て納稅義務者より直接徵收す但し府面（法人）をして徵收せしむる國稅に於ても納稅義務者より直接納付せしむるを便利なりと認むるときは直接府郡島に於て徵收し得るものとす

關稅

イ　輸入稅　朝鮮の關稅制度は併合の際通商各國に對して聲明せる十年關稅據置の宣言に基き舊韓國政府と通商各國との協定に成れる關稅を襲踏し來りたるものなるが大正九年八月二十八日右期間滿了と共に帝國共通の關稅制度を布かれ關稅法、關稅定率法、保稅倉庫法、假經場法等總て朝鮮に其の施行を見るに至りしを以て朝鮮は內地其他の帝國領土と共に一關稅區域を形成し朝鮮に輸入する物品に對しては內地其の他の帝國領土に輸入する場合に於て賦課する關稅と同率の關稅を賦課せらるゝものなるが朝鮮に於ては其の產業民度其の他の事情に鑑み國境關稅制度其の他關稅上多少の特例を設け居れり、昭和三年度中に於ける輸入稅收入額は七百三十八萬三百五十三圓なり

ロ　移入稅　移入稅は統一關稅制度採用と共に內鮮間相互に之を撤廢し且船舶貨物の自由交通を認むることを根本の方策とし內地に於ては新制度の施行と共に移入稅の撤廢を斷行したるも朝鮮に於ては大正九年度の財政計畫に當り爲政費の膨脹を來し朝鮮歲入中の主要資源たる移入稅を撤廢することを能はざる事情に會したる爲內地側と同時に之を實行することを能はざりしのみならず其の後も屢々延期の已むを得ざるものありしも同十二年度より酒精、酒精含有飲料及織物を除く一切の物品に對し移入稅の撤廢を斷行し更に昭和二年度より織物中綿織物が生活上の必需品たるに鑑み民衆の負擔輕減の爲稅率の三分の一を減じ之を從價五分とせり

移入稅一部撤廢の結果として內鮮間に出入する船舶貨物に對する取締上の拘束は成るべく之を移入稅全部撤廢の場合と同樣自由ならしむるが爲其の取締を寬大にし船舶に對しては從來其の出入を開港に制限したるを全然自由にして開港不開港を問は

ず其の出入を許し貨物に對しては移入稅、消費稅及出港稅に關係なき貨物は沿岸何れの地を問はず出入するを得せしめ移入稅消費稅及出港稅に關係ある貨物に對しても從來の開港の外南鮮地方を主として內地と直接交通の衝に當る港を指定し之に稅關出張所を設置して貨物通關の事務に當らしめ以て鮮內重要諸港の自由交通に支障を來さしめざることゝせり、昭和三年度中に於ける移入稅收入額は三百三萬九千九百八十圓なり

噸稅

噸稅は外國貿易の爲外國に往來する船舶の開港に入港したる場合に之を課し從來關稅と同樣併合當時の宣言に基き外國又は內地、臺灣、樺太より朝鮮開港に入港する船舶に對し舊率に據り課稅せるも大正九年八月二十九日以後は總て內地に於ける噸稅法の例に依ることに改むると同時に朝鮮と內地、臺灣又は樺太との間に通航する船舶に對しては噸稅を課せざることゝせり昭和三年度中に於ける噸稅收入額は三萬三千二百五十二圓なり

出港稅

出港稅は內地、臺灣又は樺太に於て內國稅を課する物品及朝鮮に於て輸入稅の特例を設けたる物品に對し朝鮮と內地、臺灣又は樺太との間に於ける內國稅及關稅の相違を調節する爲大正九年八月二十九日以後新に之を設定せるものにして當該貨物を內地、臺灣又は樺太に移出する場合に之を賦課せり其の課稅物件及稅率は左の如し

一　課稅物件　移出先に於て內國稅を課する物品但し砂糖、糖水、骨牌及移出先に輸入する場合に內國稅を課せざる物品にして朝鮮に輸入したるものを除く

稅率　移出先に於ける內國稅の稅率と同一の稅率

二　課稅物件　朝鮮に於て移出先に於ける輸入稅の稅率より低き稅率に依り輸入稅を課し又は朝鮮に於てのみ輸入稅を免除し若は無稅と爲したる物品

稅率　輸入稅を免除し又は無稅と爲したる物品に在りては移出先に於ける輸入稅の稅率と同一の稅率、其の他の物品に在りては移出先に於ける輸入稅の稅率と朝鮮に於ける

輸入稅の稅率との差に相當する稅率

三　課稅物件　帝國內に於て製造したる左記織物製品但し移出先に於て內國稅を課せざる織物を以て製造したるものを除く

衣服、帽子、帶、足袋、蚊帳、浴布、手巾、テーブルクロース、窓掛、蒲團寢具

稅　率　課稅物件の原料として使用したる織物の價格の百分の十

昭和三年度中に於ける出港稅收入額は二萬九百九十四圓なり

四　驛屯賭收入

驛屯賭收入とは驛屯土の貸付料の謂にして驛屯土とは驛土及屯土の總稱なり驛土は李朝以前に於て公文書の遞傳と公務を以て旅行する官吏の爲に各道に驛站を設け之に驛卒馬匹を配置し其の給養に充つる爲給付せられたる田畓にして屯土は往昔警備の爲戍卒を置き其の耕食に充てたる土地を謂ふ是等の制度は明治二十七年に至りて廢止せられ現今之を國有地として處理し其の貸付等に關する事項並に貸付料の收納は府尹、郡守、島司に於て之を處理せり

大正九年府令第百十號を以て驛屯土は其の小作人に之を賣拂ふことゝ爲し賣拂代金は十年間に分割前納せしむるを以て賣拂契約締結の土地に對しては小作期間を十年に改むると同時に第二年度以降に於ける貸付料は其の十分の一宛を遞減することゝ爲せり

昭和四年度驛屯賭收入の豫算額は五十萬一千三百九十一圓なり

第二節　通貨

韓國政府の舊貨幣は一切之が鑄造を停止し大正七年四月貨幣法を施行すると同時に舊貨幣の處分に關する法律を公布し韓國貨幣條例に依り發行し又は通用を認めたる貨幣は同九年十二月末日限り通用を停止し其の後五年間は政府に於て之を通貨と引換へたるが其の期限も同十四年十二月にて滿了し現今に於ては葉錢のみ其の通用を認めたり

通貨流通見込高（單位千圓）

年別	金貨	補助貨及小額紙幣	舊韓國葉錢	日本銀行券	朝鮮銀行券	合計
昭和二年末	—	八〇五、〇	四六	—	八三、三三三	九一、四七七

年別	金貨	補助貨及小額紙幣	舊韓國銀行券	日本銀行券	朝鮮銀行券	合計
昭和三年末	—	八、四六九	三	—	八七、〇六九	九二、五五二
昭和四年九月	—	八、六〇九	—	—	九九、四三二	六八、三二二

朝鮮銀行券は朝鮮銀行法に依り發行する兌換券にして大正六年十二月以降は關東州及南滿洲鐵道附屬地に於ても亦無制限通用を認められ同時に從來横濱正金銀行の發行し來れる金券の引繼を受けたるを以て發行高一層の增加を見るに至れり而して其の保證準備發行制限額は五千萬圓なり

第三節　金融機關

現今朝鮮に於ける金融機關は中央金融機關として朝鮮銀行あり不動產金融機關として朝鮮殖產銀行及東洋拓殖會社あり貯蓄銀行業務を營む朝鮮貯蓄銀行あり商業金融機關として普通銀行の朝鮮に本店を有するもの十四內地に本店を有するもの四の外朝鮮銀行及朝鮮殖產銀行亦各其の特殊銀行業務の傍ら普通銀行業務を兼營し其の他地方民の小金融機關として各地に金融組合及無盡會社等を有せり

イ　朝鮮銀行　本府始政後明治四十四年三月朝鮮銀行法の公布せらるゝや從來韓國の中央銀行たりし韓國銀行を改め朝鮮銀行と稱せり昭和四年九月末に於ける資本金は四千萬圓にして中央銀行として國庫金の出納、國債事務取扱並銀行券を發行するの外左の業務を營む

(一)　爲替手形其の他商業手形の割引、(二)平常取引する諸會社銀行又は商人の爲替手形金の取立、(三)爲替及荷爲替、(四)確實なる擔保ある貸付、(五)諸預り金及當座貸越勘定、(六)金銀貨、貴金屬及諸證券の保護預り、(七)地金銀の賣買及貨幣の交換、(八)信託の業務、(九)尙政府の認可を受くるときは公共團體に對し無擔保貸付及他銀行の業務代理を爲すことを得營業の都合に由りては國債證券、地方債券其の他確實なる有價證券を買入るゝことを得るものとす

同銀行は本店を京城に置き朝鮮內樞要地に支店出張所を設け尙爲替の調節及貿易助長の爲東京、大阪、神戸、安東縣、大連、奉天、長春、哈爾賓、開原、營口、龍井

村、遼陽、鐵嶺、旅順、四平街、青島、上海、天津、露領浦鹽、米國紐育に支店又は出張所を設置せり而して滿洲に於ては金本位制の補助貨缺乏の爲商取引に困難を感ずるを以て大正五年六月十二日以來五拾錢、貳拾錢、拾錢の小額支拂手形を發行し現在に於ては之を發行せざるも昭和四年九月末に於ては發行高三十三萬三千圓なり

年次	公稱資本金	拂込資本金	積立金	政府貸下金	借入金	預金	貸出金	銀行券發行高
昭和三年末 總括	千円 三〇、〇〇〇	千円 三二、〇〇〇	千円 一、三〇一	千円 七〇、一〇〇	千円 一三四、九八八	千円 一四九、八一九	千円 三〇八、七一二	千円 一三三、四四四
昭和三年末 鮮内	—	—	—	—	—	—	三三、七七〇	八七、〇六九
昭和四年九月 總括	三〇、〇〇〇	三二、〇〇〇	四、一〇一	七〇、一〇〇	一三三、三三一	一四六、三九九	三八八、三九九	九〇、四六九
昭和四年九月 鮮内	—	—	—	—	—	—	三七、三四三	三九、三四三

備考　預金及貸出には對支借款及其の貸出資源として受入れたる金額を包含す

朝鮮殖産銀行　大正七年十月の設立に係り其の資本金三千萬圓にして本店を京城に置き朝鮮内樞要の地に支店五十二派出所五を置き左の業務を營めり

（一）五十年以内の年賦償還又は五年以内の定期償還の方法に依り不動産又は不動産上の權利を擔保とする貸付、（二）五年以内の定期償還の方法に依り漁業權を擔保とする貸付、（三）法令の規定に依り設定したる財團を擔保とする第一號の方法に依る貸付、（四）農業者又は工業者十人以上連帶して債務を負ふ者に對する五年以内の定期償還の方法に依る無擔保貸付、（五）公共團體に對する第一號の方法に依る無擔保貸付、（六）金融組合漁業組合其の他營利を目的とせざる産業に關する法人に對する第一號の方法に依る無擔保貸付、（七）朝鮮の産物又は朝鮮の産業上必要なる貨物を質とする貸付、（八）國債證券又は朝鮮總督の認可したる有價證券を質とする貸付、（九）爲替及荷爲替、（十）公共團體の債券又は朝鮮に於て殖産事業を營むことを目的とする會社の社債券の應募又は引受、（十一）信託の業務、（十二）預り金又は地金銀、有價證券の保護預りを爲し朝鮮總督の認可を受け他の銀行又は東洋拓殖株式會社の業務を代理し公共團體の爲に其の金錢出納の取扱を爲すのみならず朝鮮總督の指定に基き普通銀行の業務に屬する貸付及當座貸越竝諸手形割引の業務を營む尙同銀行は其營業資金を得る爲拂込資本金額の十五倍を限り債券を發行することを得

年次	公稱資本金	拂込資本金	積立金	債券發行高	預金	貯蓄預金	貸出金	政府貸下金
昭和三年末	千円 三〇、〇〇〇	千円 一三、〇〇〇	千円 六、〇〇一	千円 一七、三七三	千円 六四、四四四	千円 一七、三三〇	千円 三三、一三四	千円 一、四三九

年次	公稱資本金	拂込資本金	積立金	債券發行高	預金	貯蓄預金	貸出金	政府貸下金
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
昭和四年九月末	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	七,〇四三	一九,三三六	七一,〇〇九	—	三三九,四四二	一,四三九

備考　貯蓄業務は昭和四年七月一日朝鮮貯蓄銀行設立せらるゝや全部之を同行に引繼げり

ハ　朝鮮貯蓄銀行　昭和四年七月一日の設立に係り其の資本金五百萬圓にして本店を京城府に置き朝鮮殖産銀行の鮮内各營業所を其の代理店となす其の業務左の如し

(一)複利の方法に依る預金(二)一回五圓未滿の預金(三)据置貯金(四)定期積金(五)定期預金(六)保護預り(七)公共團體又は產業組合の金錢出納事務の取扱(九)公共團體又は產業組合よりの預金

ニ　普通銀行　朝鮮に於ける普通銀行は明治十一年第一銀行を釜山に支店を設置したるを始とし經濟の發達に伴ひ漸次其の設立を增加せるのみならず內鮮人間經濟關係の密接となるに隨ひ內鮮人に合同經營に係るもの出現するに至りしを以て適用法規の統一を圖る爲大正元年十月銀行令を公布せり現今普通銀行は朝鮮に本店を有するもの十四其の支店出張所六十五、內地に本店を有する銀行の支店出張所十六なり

普通銀行一覽

昭和四年九月末日

銀行名	公稱資本金	拂入資本金	積立金	政府貸下金	預金	貸出金
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第一銀行支店	—	×	—	—	二四,八六一	六,三四一
十八銀行支店	—	一,三〇〇	—	—	一一,四〇九	八,三〇四
安田銀行支店	—	—	—	—	一一,〇〇三	四四,四一九
山口銀行支店	—	—	—	—	三,三九六	一,九九六
滿城銀行	三,〇〇〇	一,八七五	—	—	一二,三三三	一九,九三三
韓一銀行	三,〇〇〇	一,六三三	一〇七	—	八,一〇一	九,四三四
朝鮮商業銀行	八,九三五	四,四四五	四〇一	—	三八,四六〇	三三,四〇四
海東銀行	二,〇〇〇	八〇〇	一三	一六五	八三五	一,三〇七
湖西銀行	二,〇〇〇	一,一四〇	二二四	—	一,四二三	三,三〇一
湖南銀行	一,五〇〇	一,一二三	一九五	—	三,九〇八	三,九三九
慶尙合同銀行	二,二五〇	一,二五一	三六	—	三,〇四〇	三,三三三
鮮南銀行	三〇〇	三〇〇	一二七	—	一,二〇七	一,二六六
慶一銀行	一,四〇〇	四六〇	四	—	三三五	一,四〇〇
慶尙共立銀行	二,〇〇〇	三〇〇	一四五	—	三三〇	三四七
釜山商業銀行	一,五〇〇	七三〇	二四〇	—	三,四三九	三,六八九

銀行名	公稱資本金 千円	拂入資本金 千円	積立金 千円	政府貸下金 千円	預金 千円	貸出金 千円
東洋銀行	三〇〇	三〇〇	五五	—	四七	四九
密陽銀行	三〇	三〇	五	—	四六	四二
北鮮商業銀行	一、〇〇〇	三〇〇	一八	—	三二	七九
合計	二八、四三五	× 二三、三二一	三、二五〇	一六五	二四、一六六	一〇一、三二一
昭和三年末	二九、〇三五	× 二四、〇三六	三、一六三	一六五	二七、一〇一	一〇七、三一〇

本表中×印を附したるは内地に本店を有する銀行の支店元金なり
内容の合計に符合せざるは千圓未滿切捨の關係に因る

ニ　手形交換所

明治四十三年七月京城に之を設立し京城各銀行を其の組合銀行とし組合銀行間の手形小切手の交換を開始し次で明治四十四年一月仁川に同年四月釜山に大正七年一月平壤に同九年十一月元山に同十年七月大邱に同十二年十二月木浦に同十三年一月群山に昭和四年七月鎭南浦に之を設立せり

ホ　金融組合

明治四十年金融組合規則を公布して以來毎年各地に數十の組合設立せられ農村の經濟を緩和し產業を助長せること尠からざりしが時勢の進運に從ひ大正三年に至り準據法に改正を加へ新に地方金融組合令を公布し組合員の權利義務を明にし業務の範圍を擴張し次で同七年六月更に其の一部を改正し地方金融組合令を金融組合令に改め從來農民に限りたる組合員の資格を擴張して商工業者其の他の者にも及ぼし殊に都會地に對し主として小商工業者を組合員とする都市組合の設立をも認めたるが更に昭和四年四月組合の組織及業務の內容に亘り準據法を改正して整備する所あり之が運用に依り下層金融機關たる機能を遺憾なく發揮するに至れり今組合の組織、事業の大要を摘記すれば左の如し

一、組合員は組合區域內に住所を有する者に限り其の設立の趣旨に鑑み主として中流階級以下の者を加入せしむ

二、組合員の責任は有限責任にして出資一口以上（一口の金額十圓以上五十圓以下）を負擔せしめ其の持分に對し年七分以下の配當を爲す

三、組合に組合長一人、理事一人、監事二人以上及評議員五人以上を置く但し必要ある場合は朝鮮總督の認可を受け一人又は數人の副理事を置くを得しむ而して組合長、監事及評議員は

組合員中より選任せしめ理事及副理事は朝鮮總督之を任免す

四、組合の代表は組合長と理事の共同を以て爲すも常務に付ては理事單獨にて之を代表することを得せしむ

五、組合の資金は出資金、預り金、借入金及各種積立金より成り（村落組合に在りては外に政府の下付せる一組合一萬圓以内の基本金を有す）左に掲ぐる業務を營む

（一）組合員に對し其の經濟の發達に必要なる資金を貸付すること　（二）組合員の爲に預又は定期積金を受入るゝこと　（三）朝鮮總督の認可を受け組合員の爲に貨物を倉庫に保管し又は之に對し倉荷證券を發行すること　（四）組合員に非ざる者より貯蓄銀行令に定められたる預金及定期積金を受入るゝこと　（五）他の金融組合若は銀行の業務を代理し又は銀行の業務の媒介を爲すこと　（六）供託又は地方金融の調節に關し朝鮮總督の命令ありたる業務を爲すこと

尙都市組合は右第一號の資金の爲手形の割引を爲すことをも認らる

金融組合聯合會　金融組合は創立以來庶民金融機關として半島金融界に重要なる地位を占め逐年發展せしめ組合相互間に於ける資金の過不足を調節すべき機關を缺き且つ其の監督指導を擧げて官廳のみに委するは組合の積極的活動を促進する上に遺憾尠からざるを以て大正七年六月の金融組合令改正に當り組合の資金調節並其の業務指導に任する金融組合聯合會の設立を認めたる結果同年十一月各道に之が設立を見たり其の組織事業の概要左の如し

一、聯合會は一道を區域とし其の道内の金融組合を以て組織す但し產業に關する法人にして朝鮮總督の指定したるものゝ加入をも認む

二、會員の責任を有限責任とし出資一口以上（一口の金額五百圓）を負擔せしむ之に對しては年七分迄の剩餘金の配當を行ふ

三、聯合會には理事長一人、理事一人又數人、監事二人以上を置く理事長及理事は朝鮮總督之を任免し監事は總會に於て之を會員の役員中より選任す而して理事長は聯合會を代表して其の業務を執行し理事は理事長を補佐し理事長事故あるときは其の職務を代理す

四、聯合會の資金は出資金、預り金、政府貸下金、借入金及各種積立金より成り左に掲ぐる事業を營む

(一) 會員に對し必要なる資金を貸付すること　(二) 會員より預金を爲すこと　(三) 會員に對し業務上の指導を爲すこと　(四) 會員相互の聯絡及業務上の便宜を圖ること　(五) 貯蓄銀行より預金を受入るゝこと

第七章　專賣

第一節　煙草

煙草は重要なる財源に屬し從來消費稅の形式に依りしが時勢に鑑み大正十年七月より煙草專賣令を實施せり元來煙草の專賣は完全なる製造專賣を爲すに非ざれば所期の目的を貫徹すること能はずと雖當時朝鮮の民度慣習等に鑑みるときは直に之を決行することを得ざるものあり故に先づ煙草の製造を政府の事業とし自家用煙草耕作の許可、民間荒刻煙草の製造及販賣の認許全葉喫用煙草の賣渡等の例外を認め漸を逐ふて制度の完璧を期することゝせり

然るに專賣實施後既に數年を經過し殊に大正十二年以來廉價なる荒刻煙草を供給したるに一般の嗜好に適したる爲輓近其の需要激增し又一面に於ては政府の製造設備及販

賣機關も亦漸次整頓したるを以て昭和二年一月煙草專賣令を改正して此等の例外的制度を廢止し茲に始めて完全なる專賣制度を見るに至れり卽ち全葉喫用煙草の拂下は昭和二年一月二十一日限り廢止し自家用煙草は耕作は經濟、交通、文化の比較的進みたる地方及煙草耕作區域は同四年より其の他の地方は同五年より又民間荒刻煙草の製造も同年より之を禁止することゝせり

毎年煙草を耕作すべき地域、面積及煙草の種類は豫め公示するものにして現在の耕作地域は平安北道及咸鏡南北道を除きたる各道に跨り府郡數七十八、面數四百三十八に亙り煙草の種類は大別して內地種、朝鮮種及黃色種の三種とせり專賣實施以來技術員を增配し且煙草耕作組合の利用及補助金の下附竝に煙草耕作奬勵金の交付等大に耕作の改善指導に努力したる結果近來煙草耕作發達し數量及賠償金等增加するに至れり

現在の製品は口付紙卷煙草「敷島」(二十本入)、「朝日」(二十本入)、「松風」(二十本入)、兩切紙卷煙草「ジージーシー」(十本入)、「コンゴウ」(十本入)、「カイダ」(十本入)、「ピジョン」(十本入)、「マコー」(十本入)、「メープル」(十五本入)、牡丹(五本入)、細刻煙草「さつき」(四十匁入)、「あやめ」(四十匁入)、荒刻煙草「長壽煙」(二十五匁入)、(七匁入)、「囍煙」(二十五匁入)の十四種にして昭和三年四月より昭和四年三月に至る一箇年間の製造煙草販賣高を示せば左の如し

區別		數量	金額	區別		數量	金額
		千本	円			千本	円
口付	菊花	一九、九八五	一二八、二三四	切刻	李王家用 特製品	—	—
	敷島	一六、三七五	一、一四五、六二〇		計	三、七二〇、三八〇	一六、七五五、五九四
	朝日	四一四、九七七	二、一二一、八九六	特製品	さつき	六、九三三	一二九、一一八
	松風	一三二、三六七	五〇八、〇二四		あやめ	八、八八二	一二一、三〇五
	特製品	一七	二〇二		計	—	—
	計	七四五、六二一	三、六〇一、九七六	囍煙	長壽煙	一三、八三四	三四〇、四二三
兩切	コロネーション	四〇、〇一一	三三〇、一二三		囍煙	二、五二五、九一四	一、五二二、二三四
	ジージーシー	八三	二、七二三		計	二、八八八、二九四	九、七一六、六八八
	カイダ	三〇、七〇六	三九五、一六六		移輸入品	三、一六二、三〇八	一一、二八、九二〇
	ピジョン	八一四、三三六	六、九〇三、六七六		合計	—	一九一、九〇四
	マコー	八〇〇、〇〇二	三、四一三、六三二				三二、三八八、八三七
	メープル	二、〇三三、二二六	三、六九七、六八九				

年度	元賣捌人	小賣人	販賣高 鮮内品	移入品	輸入品	計
大正十二年度	人 三三	人 三一、六三三	円 一九、〇四三、八二三	円 六二、三六六	円 九〇、〇三三	円 一九、一九五、二三四
昭和三年度	本店 一 支店 三三	六三、八〇六	三三、二三六、九三三	二二、二一〇	八〇、七九四	三三、三三八、八三七

第二節　人　蔘

人蔘は古來高麗蔘と稱し世に貴重せられ夙に政府の專賣に屬したるものなり併合の際舊韓國政府の制定したる紅蔘專賣法を斷續し來りしが大正九年十月之を廢して紅蔘專賣令の公布以來事業の發達亦大に見るべきものあるに至れり

年度	水蔘收納高	製造高 紅蔘	尾	紅蔘尾蔘副產物	計	販賣金高
昭和三年度	一九七、六四三斤	三〇、九〇一斤	一九、三三九斤	二、九二〇、一三三円	九一、〇六二円	三六、三六〇円	三、〇六七、七三三円

人蔘は一般作物と異り播種後五六年を經るに非ざれば收穫すること能はず其の製法に依り紅蔘、白蔘の二種となる紅蔘は水蔘（生蔘）を蒸して日光及火熱に依り乾燥し白蔘は水蔘を單に日光に乾かして製す前者は價貴く後者は廉なり兩者共形體の大なるを尚ぶ紅蔘は專ら支那に輸出するものにして同國に於ては古來萬能の靈藥として愛用し之を激賞すること內地、米國產等の及ぶ所にあらず

第三節　鹽

鹽は專賣にあらざるも朝鮮に於ける天日製鹽は專賣局の經營する所たるに因り便宜之を本章に揭載せり

古來朝鮮に於て消費する鹽は專ら沿海各地にて製造する煎熱鹽を以て之に充てたるも其の製造方法甚だ幼稚にして燃料勞力を要すること夥しく隨て生產費の高價なるを免れざるを以て明治三十五六年より漸次安價なる支那天日鹽の輸入を誘致し逐年其の數量を增加するに至り政府は同四十年慶尙南道龍湖に於て在來鹽の改善を考究すると同時に京畿道朱安に於て天日製鹽の試驗を行ひたるに在來鹽は將來發達の見込なきを確

めたるも天日鹽は其の結果良好にして品質亦內地鹽の一二等品に匹敵し支那輸入鹽及在來煎熬鹽等に比し遙に優良にして生產費等に於ても優に對抗し得るを認め朝鮮に於ける正貨の流出を防止し政府の財源に資すると同時に國民生活の必須品たる鹽の自作自給を圖る目的を以て第一期事業として平安南道廣梁灣に七百七十四町步、京畿道朱安に八十八町步の鹽田を築造し同四十二年に起工して大正元年竣工し更に同六年第二期事業計畫を樹て朱安に百二十四町步平安南道德洞に二百二十三町步を築造し尙前記鹽田の良好なる實績に鑑みて第三期事業計畫として同九年以降九箇年斷續を以て二千六百町步の鹽田擴張に著手し既に京畿道君子に五百七十五町步同南洞に三百町步、平安南道貴城に百四十九町步、平南北道南市に二百十七町步、計一千二百四十一町步を竣成したるも爾餘の一千三百五十九町步は關東地方大震災に伴ふ朝鮮事業公債削減の結果事業中止の已むなきに至りしが既成鹽田の總面積は二千四百四十六町步となり生產額は二億五千萬斤に達するも鮮內需要の半を充すに過ぎず

年度		廣梁灣（德洞、貴城を含む）		朱安（南洞、君子を含む）		南市		合計	
		面積	生產高	面積	生產高	面積	生產高	面積	生產高
		町	千斤	町	千斤	町	千斤	町	千斤
昭和三年度		一、二四二	二二一、一八〇	一、〇八七	二一〇、六三七	二七	二、九三九	二、四四六	二三三、七三六
鹽輸移入高									
內地鹽	關東州鹽	青島鹽	支那鹽	臺灣鹽	其の他鹽	合計			
昭和三年 數量	斤	二三四、三三二、四三四	三七、四九五、二三七	九四、九三五、九四四	—	一、二三七、〇二九	二六八、〇九〇、六九四		
昭和三年 價額	円	九八八、八一〇	三〇八、九四九	六九、九六九	—	二、八三〇	二、〇九九、三六九		

第四節　阿　片

由來朝鮮に於ては阿片煙吸食の弊風あり其の流毒尠からざるを以て政府は法規を設け之が取締を嚴にするも因襲の久しき容易に之を根絕することを得ず殊に其の原料たる阿片は多く支那地方より密輸入せられ朝鮮に於ても亦國境地方に於て阿片製造の爲罌粟の密栽培を企つる者あり又歐洲戰亂以來阿片等の價格暴騰に伴ひ其の他の地方に

ても之が栽培を爲す者增加するに至りしを以て大正八年六月朝鮮阿片取締令を發布して罌粟の栽培を制限し其の生産に係る阿片は政府に收納し賠償金を交付するこに醫藥用阿片及製藥用阿片の賣下は政府の專賣こ爲したり

現今朝鮮に於ける阿片煙の吸食は全く其の跡を斷つに至れりこ雖一方「モルヒネ」中毒に罹れる者少からず之等中毒者の使用する「モルヒネ」は從來右賣下阿片により製造せしめたるもの又は藥種商の輸移入により供給せしめたるが往々不正の授受行はれ或は不當の價格を以て販賣し暴利を貪る者ありて其の害甚だ少こせず且つ容易に朝鮮に於ける「モルヒネ」中毒患者を根絶し難きを以て昭和四年度より右害を除去するこ共に將來朝鮮に於ける「モルヒネ」中毒患者の絶滅を期する爲之が製法專賣の制度を實施するここゝしたり

而して阿片に關する事務は從來警務局の主管こなしたるも「モルヒネ」の製造專賣實施こ共に罌粟栽培許可及一般取締事務を除く外は專賣局の主管こなし目下之が作業の準備を進めつゝあり

第八章　農　業

第一節　土　地

到る處農業に適し殊に南部地方は氣候溫暖にして農作物の發育最も佳良なり冬季は寒氣强きも麥類の如き冬作物の枯死する虞なく年中概ね空氣乾燥せるを以て收穫物の品質良好なり但夏作物中水稻の如きは氣候の關係上生育良好なるべきに拘らず從來用水不十分なるを以て屢旱害を被るここあり然れども灌漑の設備年々發達せるを以て漸次其の度を減じつゝあり產米增殖に付ては初め大正九年度より約十五箇年に亘り土地改良事業を施行するここゝなりしが大正十五年更に計畫の一部を變更し同年以降十四箇年を期し三十五萬町步の土地改良を施行するここゝなり農業の前途は是より益々多望ならんこす昭和三年十二月末統計に依る耕地面積を揭ぐれば左の如し

	畓	田	計	土地臺帳未登錄見積面積 畓	田	火田
一毛作	一、二八九、七六七・八町	三〇八、四三二・九町	一、五九八、二三二・七町	三、七九五、一七一・三町	四、三九一、三九三・〇町	一三一、一三四・七町
二毛作						
計						

	畓	田	畓	田	畓	田
自作	一、〇〇九、一九四・三町	一、四六三、七四九・三町	一、〇四八、〇五九・四町	一、三五九、四三三・〇町	六、〇八二・九町	三三、三七七・八町
小作					一〇、四〇八・二町	一六、三三三・〇町

第二節　國有未墾地

未墾地面積は各道の合計七萬三千八百四十九町歩及開畓可能見込面積同合計一萬六千四百四十一町歩あり其の他山麓傾斜地の大部分は未墾地に屬し殊に咸鏡南道及江原道地方には一個所數百町歩に亘るものあるも概ね小面積のもの散在するを例とす國有未墾地利用法は之が利用奬勵の趣旨を以て制定せるものにして處分の敏活を期し事業の促進を圖る爲面積十町歩未滿のものは道知事處分に移し其の他のものに付朝鮮總督の許可を受くることゝせり貸付期間は最長十ヶ年にして土地の狀況其の他特別の事由に依り拂下の必要ありと認むる場合を除き凡て開墾牧畜又は植樹の爲若は公共の利益となるべき事業に供し或は農民、漁民の住宅に供する爲貸付を受け事業成功したるときは之を付與することゝせり而して其の貸付料は一町歩に付五十錢にして特別の事由ある場合に於ては減免せらるゝものとす

國有未墾地の利用は夙に有利なるを認められ之を田畓に開墾するもの漸次增加し昭和三年度末現在に於ける付與拂下、八千三百二十九件、面積一萬六千八百六十七町歩貸付許可及貸付出願中のもの一萬五千七百三十八件、面積十一萬二千三百十三町歩に爲す

第三節　公有水面（干潟及沼澤）

干潟及沼澤は從來國有未墾地として取扱はれたるも大正十三年八月一日以降朝鮮公有

水面埋立令施行の結果埋立及干拓に付ては同令の適用を受くることゝなれり而して從來國有未墾地利用法に依り處分せられたるものゝ内比較的大面積のものゝ多くは公有水面にして一ヶ所數百町歩乃至數千町歩に達するもの少からず之が利用に當りては防潮堤用水源等の設備に相當の費用を要すゝ雖之を内地のそれに比すれば遙に僅少の額にて足るのみならず其の餘地甚だ多く且地味概ね肥沃なるが故に收益亦少なからず

公有水面埋立令は大體内地の公有水面埋立法の規定を準用し免許制を採り免許權者の權利義務を明確にしたるものなり

干潟地の各道合面積二十萬七千四百六十五町歩及開畓可能見込面積七萬三千七百七十七町歩あり

公有水面の利用は周到なる用意の下に施行するに於ては營利事業として充分の價値を有するものなるゝ共に國土の擴張過剰勞力の調節等國益の增進に寄與する處少からざる事業なるを以て有力なる企業家に於て之を利用せんとする者漸次增加しつゝあり今昭和三年度末現在に於ける竣功認可一千六百六十九件、面積一萬二千五百九十九町歩埋立免許及免許出願中のもの三千六百六十三件、面積二十一萬九千六百六十二町歩とす。

第四節　農業者

農業者の狀況は左表の如くにして大地主は多く都會に住居し土地所在地に代理人（卽ち舍音）を置きて小作地を管理し小作地を徴收するを普通となす小作料徴收の方法は概ね（一）秋收期檢見を行ひ生産額二分の一乃至三分の一を標準として小作料を定むるもの（二）收穫に際し其の收穫物を折半し其の一を小作料と爲すもの（三）年の豐凶に拘らず一定の小作料を定め置くものゝ三種とす而して小作契約は大地主會社農場等に於て成文契約をなすものあるも一般には口約を以て之を定むるを普通とす昭和三年度農業者左の如し

内地人 戸數	内地人 人口	朝鮮人 戸數	朝鮮人 人口	支那人 戸數	支那人 人口
一〇、三三八	四四、三三一	二、七八六、三三六	一二、〇一四、三三九	二、六〇四	九、三九八

其の他の外國人戸數一九、人口四九なり

火田民			計
地主(甲)	地主(乙)	自作	自作兼小作	小作	兼火田民	純火田民	
三〇、七七一	八三、八二四	二一〇、九八三	八九四、三八一	一、二四二、九四四	九四、四八四	三二、三六九	三、七九九、一八八

地主・自作・小作・自作兼小作別農業戸數

備考　地主甲とは其の所有する耕地を悉く小作せしめ自ら耕作せざる者地主乙とは所有耕地の大部分を他に小作せしめ一部分を自ら耕作する者を謂ふ

第五節　農　産

イ　米　農業生産額中首位を占むるものなり然るに始政當時畓の荒廢甚しくして反當りの收量少く且品質劣等なりしを以て改良増殖を圖りし結果今日に於ては收量品質共に面目を一新し其の生産高は昭和二年に於ては一千七百二十九萬九千石に達せり因に昭和三年に於ける其の生産高は一千三百五十一萬二千石其の輸移出高は六百七十七萬石價格一億八千三百七十三萬圓なり

ロ　大豆　品質收量共に佳良にして各道到る處に栽培せられ殊に西北部には優良品を産し内地及滿洲種に比較すれば蛋白質に富めるを以て豆腐、味噌、醤油等の原料として貴ばる昭和三年中に於ける輸移出額は百四十萬七千石、其の價格二千三百三十九萬圓に達し米と共に重要輸移出品に屬せり

ハ　麥　大麥小麥を主とし裸麥を併せて到る處に栽培せらる小麥は近年生活程度の向上に因り鮮内消費額益増加するも猶ほ米、大豆に次ぐ重要輸移出品たり

ニ　粟　西北部に於ける主要畑作物にして該地方の重要なる常食とし其の栽培古より盛に行はるゝも未だ鮮内の需要を充すに足らず昭和三年に於ては一百九十七萬三千石其の價格二千五百四十八萬九千圓の輸移入を見たり

主要農作物作付段別及收穫高

作付反別		収穫高		一段歩収穫高	
水稲陸稲計	一、四八一、三二四・一町	水稲陸稲計	一三、三九七、九七石	水稲陸稲	〇・八九八石
陸稲	三六、三五〇・九町	陸稲	二三、七三八石	陸稲	〇・六八六石
水稲	一、四三七、七四四・一町	水稲	一三、三二一、七四石		
作付反別		収穫高		一段歩収穫高	
大麥小麥裸麥	八四四、六〇六・二町	大麥小麥裸麥	一、七二三、二六六石	大麥小麥裸麥	〇・七七八石
大麥	三六五、四一九・四町	大麥	三九一、四八一石	大麥	〇・四八八石
小麥	三六、九九四・〇町	小麥	一、七二三、二六六石	小麥	〇・六八七石
裸麥	八四四、六〇六・二町	裸麥	三九一、四八一石	裸麥	〇・六八七石
作付反別		収穫高		一段歩収穫高	
大豆小豆粟	八〇〇、六三四・三町	大豆小豆粟	三、八一〇、六四一石	大豆小豆粟	〇・四七八石
大豆	三四六、六一六・三町	大豆	七六四、六四六石	大豆	〇・三一〇石
小豆	八一〇、三三六・七町	小豆	三、三三三、一八六石	小豆	〇・六四六石
粟	八〇〇、六三四・三町	粟	三、八一〇、六四一石	粟	〇・四七八石

ホ　甘藷　南鮮地方に多く栽培せられ農家の補食用として嗜好せらる

ヘ　馬鈴薯　北鮮地方に多く生産し品質佳良なるものあり其の栽培年々増加し甘藷と共に農家各種の補給に充てられつゝあり

ト　果實　風土極めて果樹の生育に適するを以て近時富川、大邱、大田、三浪津、金海、黄州、鎭南浦、平壤、咸興、德源、羅南を始め其の他各地に於て其の栽培に從事する者年々増加するに至れり其重なるものを苹果、梨、葡萄、桃、柿、栗とす

チ　蔬菜　從來白菜、蘿蔔、甜瓜、南瓜、水芹、蒜等の栽培多く行はれ開城白菜の如きは其の尤なるものなり近來内地人の移住増加に伴ひ種々なる蔬菜類の栽培漸次増加するに至れり

リ　棉花　棉は江原道、咸鏡南道の一部及咸鏡北道を除くの外各地殆ど之を栽培せざるなく就中全羅南道、慶尙北道及平安南道は其の主産地にして全羅北道、忠淸南北道及黄海道之に亞ぐ在來棉は纖維長くして彈力に富み各種の用途に適するも品質優良ならざるを以て明治三十九年以來政府保護の下に收量繰綿步合共に多く纖維の細長にして紡績原料に好適せる米國種陸地面の栽培を奬勵せしに成績良好にして年々其の栽培反別を増加し同四十三年に於ては陸地棉作付反別千二百六十八町步其の栽培戸數僅に二萬九百餘戸なりしに昭和三年には作付反別十三萬七千六百六十三町其

の栽培戸數七十四萬二千九百戸の多きに達し尚大正八年より京畿、黄海、平安南北の四道及忠清北道、慶尚北道の一部に於て陸地棉に不適なる地方は在來棉を奬勵栽培せしめ昭和三年に於ては在來棉作付總面積六萬七千七百十四町歩其の栽培戸數二十六萬四千五百戸に及べり同年末棉作付段別收穫高及輸移出額左の如し

作付段別			收穫高			輸移出額
在來棉	陸地棉	計	在來棉	陸地棉	計	
六七、七一四・五町	一三七、六六三・一町	二〇四、三七七・六町	四九、〇九二、九六斤	一三一、七二一、一八斤	一七〇、八六七、一三九斤	六、四八九、四七九円

ヌ　甜菜　明治三十九年來勸業模範場並道種苗場に於て試驗の結果西鮮地方の風土に適するを認められ大正八年大日本製糖會社に平壤に製糖工場を設置して同九年より製糖作業を開始し昭和三年には平南、黄海兩道に亘り大約六百町歩に原料甜菜を栽培せり

第六節　蠶　業

イ　桑苗　從來桑樹は山桑又は在來桑のみにして蠶兒の飼料としては不適なるもの多く加之繁殖法も採木接木の方法に依ることゝなく種實より得たる實生苗に過ぎざりしが總督府は始政以來各道農蠶奬勵機關をして朝鮮に適應する優良品種の選定に努めしめ一方當業者を督勵指導し桑苗生産の助長と其の圓滑なる普及計畫を樹て之を奬勵したり斯くて現在に於ては魯桑、魯桑實生、市平、赤木、島ノ内、改良鼠返、等の優良品種と在來桑たる耐寒性强き錦桑、秋雨、唐桑、等優良適種の選出を見るに至り昭和三年度に於ける生産業者は一千七百餘人に達し桑苗生産本數は接木苗、實生苗を合し約一億一千四百五十萬本（内實生苗六千五十萬本）を生産するの盛況を呈せり

而して是等桑苗の主なる生産地としては慶北、全南、慶南、京畿、忠南等にして一般蠶業の進展と共に大正十四年産繭百萬石增收計畫を樹立し同計畫に基く植桑奬勵補助交付に依り一段の發達をなし一時は多數の桑苗を移入したる朝鮮も今や其要を

感ぜざるのみならず却て過剩の桑苗を移出するの狀況となれり昭和三年度桑苗生産業者及生産數左の如し

桑苗生産業者數	實生苗	栽植用	砧木用	接木苗	其の他	計
一、七二人	三、三四三、九四一本		三六、九八四、二三四本	三三、九四三、一四八本	一〇八、〇〇〇本	一二四、三二〇、一三三本

生産數

□蠶種　蠶種は從來養蠶家自ら製造を爲し來り且其の種類の如きも雜駁劣等なる三眠蠶なりしを以て始々以來勸業模範場（現農事試驗場）蠶業試驗所に於て優良蠶種を製造配付するの傍内地蠶種をも移入配付をなし一面地方廳に於ても大正二、三年頃より蠶種製造者を養成し併て内地人蠶種製造者の移住を慫慂し是等に蠶種製造を經營せしめ養蠶の發達に伴ひ漸次增加し來りしが更に同八年四月朝鮮蠶業令並其の附屬法規を發布し其の製造及移入に制限を加へ蠶種の取締をなせり而して一面農蠶業奬勵機關に於ても鮮内の風土に適應せる蠶種の選出に努め優良蠶種の製造をなし蠶種製造者に原蠶種を配付し普通蠶種の製造をなさしむ

今其の主なる種類を擧ぐれば春蠶に於ては國蠶日一號、國蠶支四號並國蠶歐七號、國蠶支七號の一代交雜種にして、夏秋蠶種は國蠶日一〇六號、國蠶支一〇一號の二化、二化交雜、國蠶日一〇七號、國蠶支一〇一號、國蠶支九號の三元交雜種、其の大部分を占む

昭和三年の統計に依るに蠶種製造者は全鮮を通じ二百九十七名にして其の蠶種製造枚數百二萬八千九百十七枚價格約百五十四萬三千三百餘圓を示し鮮内の需要枚數以上の製造能力を有するに至れり、而して養蠶の進展に伴ひ將來益々斯業の隆生を見るに至るべし

八　繭　蠶繭は特殊農産物中最重要なるものに屬し今や全道到處に其の生産を見ざるはなく就中慶北、全南、江原、平北、忠南、咸南、平南の諸道最も多し從來は劣等なる在來三眠蠶なりしも始政以來奬勵の結果其面目を一新し全鮮到る處優良品種な

らざるはなきに到れり

總督府は大正十四年より向ふ十五箇年を期し產繭を百萬石に達せしむる目的を以て計畫を樹立し年々國庫より補助金を交付し斯業の發達を圖りつゝあるを以て逐年激甚なる產繭額の增加をなし豫定の年限を俟たずして其の目的を達する見込なり

桑田及別	養蠶戶數	蠶種掃立枚數	蠶種製造枚數	繭產額（石） 春蠶	夏秋蠶	計	製絲戶數	製絲生產額
六七、三四〇町反	三九六、三〇九戶	八三七、九二一枚	一、〇三八、九一七枚	二八六、〇三三石	一〇〇、一〇〇石	三八六、二三三石	一七三、一一〇月	三三六、七六九貫

二　生絲

生絲は從來幼稚なる在來製絲法に依り繰絲せられ居りしも輓近蠶業の發達に伴ひ漸次器械製絲法による輸出向優良生絲を製造する者續出するに至れり而して是等の主要產地を見るに慶北、京畿、忠南、全北、全南、平南、咸南、忠北等にして今や器械製絲釜數五千四百釜是等に依る生絲製造額十六萬四千百六十九貫其の價額一千三百六十二萬圓にして之れに其他の製絲法に依る生絲製造額七萬二千六百貫其の價額三百八十四萬圓を加ふれば生絲總生產額に於て二十三萬七千貫總價額實に一千七百四十萬圓を示し逐年激增の盛況を呈するに至れり

第七節　畜　產

イ　牛

體軀肥大、體質强健而も性質溫順なるを以て農耕運搬用を兼ね又食用として需要多く到る處の農家に飼養せらる又其生產豐富價格低廉なるを以て內地、露領沿海州及支那等に輸移出せらるゝもの多し昭和三年に於ける生牛の移輸出額五萬八千餘頭、價額四百八十四萬餘圓を算し牛皮、牛骨、牛脂、牛蠟等の輸移出額亦四百餘萬圓に上り牛の價格は平均成牛一頭牡百圓、牝七八十圓內外なるも優秀なるものは三百圓以上なり乳用牛にはホルスタイン種、エーアシャー種を主とし同年には千餘頭にして其の搾乳高七千石に上れり

ロ　馬

體軀矮小にして耕耘に使用せられざるも比較的力强く險路峻坂を行くに巧に

して專ら乘駄兩用に供せられ性質亦順良にして御し易し普通一頭の價格約六七十圓以上百圓なり近時內地產の馬を移入する者著しく增加し勸業模範場蘭谷牧馬支場に於ては朝鮮馬の生產試驗を行ひ咸鏡北道に於ては雄基に種馬所を設けて內地產馬の種付を奬勵し李王職は華山牧場を設け民間に在りても成歡牧場を設けて共に外國種及雜種の蕃殖を圖りつゝあり

ハ　驢騾　乘駄兩用に供せらるゝも其の數少なく驢は一頭の價約五六十圓騾は七八十圓內外なり

ニ　緬羊　大正八年より咸鏡北道、其他四道を選び蒙古種羊を民間に配付して試驗的飼育を行はしめ同時に洗浦牧羊支場に於て蒙古種ミメリノー種及シロツプシア種ミの雜種蕃殖及純粹蕃殖の試驗を施せしも同十三年之を廢止せり

ホ　豚　農家に飼養せられ其の數牛に次ぐ在來種は體軀矮小晩熟にして肥大性を缺き品質劣等なれども其の生產頗る多く一頭の價十二圓內外なり近年改良種ミしてバークシア種の飼養漸次增加し昭和三年末には總頭數約百二十七萬頭に及び之に對する改良種の步合約三十三パーントに達せり

ヘ　家禽　鷄最多數を占め鶩、鷺及七面鳥等は其の數甚だ少し鷄は殆ど農家に於て飼養せざるはなく在來種は稍小形にして性質頗る敏捷に產卵少し近年改良種ミして白色レグホン、ブリマスロツク、名古屋種、ロードアイランドレツト種の飼養漸次增加し昭和三年末には總羽數に對する改良種の步合約三十一パーセントに達せり

ト　養蜂　朝鮮人は古來蜂蜜を食用及藥用に供するを以て蜜蜂を飼養する者尠からず江原道、平安北道、咸鏡南道最盛にして昭和三年の生產額は蜂蜜、蜜蠟約百萬圓に達し農家の副業ミなすに適し將來發展の望あり近時改良種ミしてイタリア種、カーニオラン種を飼養する者あるも其の數未だ多からず昭和三年末家畜及家禽現在數左の如し

牛		馬		驢	騾	山羊	綿羊	豚		鶏	
牡牝計	飼養戸數	牡牝計	飼養戸數					牡牝計	飼養戸數	雌雄計	飼養戸數
三三三、八六八	一、〇二三、八四四	一、三六九、七三三	一、二三三、三三〇	三九、七九〇	三七、七九〇	三七、八八〇	四四、九三〇	七、二四八	二、八三三	三二、七三三	一、八〇三
								三六六、八九四	七〇〇、九二三	一、三七七、八一六	八四六、四一八
										一、九三三、四八一	四、一八二、四六九
										六、一三三、九三〇	一、三三一、八三六

第八節　穀物檢査

米は物産の大宗にして輸移出品の首班たり其の改良に關しては種々の施設を行ひ大正四年二月米穀檢査規則を發布して輸移出米の檢査を施行し漸次良好の成績を擧げ來れるも既往の成績に鑑み同六年九月之を改正せり爾來米穀の改良大に進み聲價著しく向上して廣く內地に取引せらるゝに至り同十二年七月再び規則を改正して白米檢査を全鮮（江原、咸北を除く）に施行せり現行檢査の要點を擧ぐれば（一）朝鮮產玄米及白米を輸出、移出又は他の道に搬出せむとする場合は檢査を受くること（二）檢査は道地方費の事業として行ふこと（三）檢査等級は玄米は特等以下四等の五階級に、白米は特等以下等外の四階級に分ち不合格米は輸出、移出又は他の道に搬出を禁止し、白米の等外は輸出又は移出することを禁止せること（四）容量は玄米の一叺四斗（口米五合以上八合以內）白米は一叺四斗（口米三合以上六合以內）一袋二斗（口米一合以上二合以內）とせること（五）檢査方法は叺入は見刺法に依り布袋入は解口し石の粒數檢査は拔檢査の方法に依り之を行ひ檢査を爲したる米には其の包裝に檢査證印及道名記號を押捺すること（六）米穀檢査は當分の內咸鏡北道には施行せざること等なり

大豆は米に亞ぐ重要農作物にして其の改良は最も緊要なるものあるを以て米穀檢査規則に準じ大正六年九月より之が檢査を施行し更に同十一年七月米穀檢査規則改正に伴ひ大體同令に準じ之を改正し檢査等級を五階級とせり

小麥は黃海道、平安南道（黃海 大正七年四月より　平南 同 十年八月より）菜豆は咸鏡南道、咸鏡北道（咸南 大正十一年五月より　咸北 同 九年六月より）豌豆は咸鏡北道（大正九年六月より）小豆は黃海道、咸鏡南道、咸鏡北道（黃海 大正十三年四月より　咸南 同 十一年五月より　咸北 昭和三年三月より）に　て何れも同令を以て同樣檢査を施行せり

玄米檢査成績表（叺）

自昭和二年十一月 至同 三年十月	檢査總數	合格數 特等	一等	二等	三等	四等	等外	計	不合格數	合格歩合
	合									
	一〇、六〇七、四二一	一八、〇八七	三四三、六二四	一、二四七、六三七	六、〇〇〇、〇二三	三、七〇九、〇六六	一、三七八、七三八	一二、三九七、一四五	三一〇、三九六	九八、三

白米檢査成績表（叺）

自昭和二年十一月 至同 三年十月	檢査總數	合格數 特等	一等	二等	等外	計	不合格數	合格歩合
	合							
	八、二三九、七〇四	四六、〇三六	一九六、一〇三	四〇、九一三	八、一三一、九一〇		七、七九三	九九、九

大豆檢査成績表（叺）

自昭和二年十一月 至同 三年十月	檢査總數	合格數 特等	一等	二等	三等	四等	計	不合格數	合格歩合
	合								
	三、三四〇、三六六	六一、九六六	三六八、〇六六	一、三六四、六九七	二、〇四八、四四〇	七三六、九七一	三、三〇〇、一三〇	四〇、二三八	九八、九

第九節　肥料取締

近年鮮內に於ける販賣肥料の需要は逐年躍進的激增を來すに拘らず農家の肥料に對する智識の向上之に伴はず爲に一部奸商の乘ずる處となり不正粗惡肥料の橫行益々甚しからむとするの傾向ありたるを以て昭和二年九月朝鮮肥料取締令（制令）及同施行規則（府令）並同施行細則（道令）等の取締法規を發布し同三年一月一日より之を施行せり右實施に關し昭和二年度本府に肥料取締事務監督官一名各道に肥料取締官吏一名宛を設置するの外勸業模範場に肥料檢査係を新設し道又は肥料營業者其他の依賴に應じ肥料又は原料の分析鑑定を爲すこと〻せり肥料取締の効果に關しては實施後日尙淺

く未だ具體的に之を列擧することゝ能はざるも肥料營業者の自覺を促し施行前に行はれたる肥料の僞造、他物混和の如き犯罪又は肥料の拌賣の如き弊風は漸くにして其の數を減じ鮮內販賣肥料の品位漸次改善向上しつゝあり

肥料取締令施行（昭和三年一月）以來同年十二月迄の肥料營業者數は九千四百二十四人にして同上期間に於ける取締法規違反件數等左の如し

告發せるもの一七件　諭示せるもの三一七件　注意せるもの三、二二六件　計三、五六〇件

第十節　勸農機關

農業は產業中最重要の位置を占め國民の經濟は一に繫りて其の振否如何に在るを以て總督府は之が改良指導の途を講ずる爲勸農機關を設く卽ち左の如し

イ　農事試驗場

一　本場は京畿道水原に在り產業の改良發達上に資する調査、試驗、農事の模範、實地指導、講習、講話、種苗、蠶種、種禽、種畜の配付等を主たる目的とす

二　西鮮支場　黃海道沙里院に在り專ら朝鮮に於ける一般畑作物の調査試驗を行ふ

三　木浦棉作支場　全羅南道木浦に在り專ら棉花に關する試驗調査、種子の馴化、栽培等を行ひつゝあり

四　木浦棉作支場龍岡出張所　平安南道龍岡に在り主として朝鮮在來棉花の試驗を行ふを目的とす

五　蠶業試驗所　本所を水原に置き北部出張所を平安北道車輦館に設置し原蠶種の製造配付及蠶業に關する試驗、調査を行ふ

六　女子蠶業講習所　水原に在り講習期間は十箇月にして蠶業に關する學理及實地を講習し其卒業生は總數四百四十七名に及べり

ロ　道種苗場　種苗場は京城、淸州、公州、裡里、光州（濟州島に支場を設く）大邱、晋州、海州、平壤、定州（江界に支場を設く）春川、咸興、鏡城（穩城に支場を設く）の十三箇所に設けられ農產の改良增殖

に關する試驗及調査、種苗、種卵、種禽及種豚の配付又は種畜の種付、農事に關する模範農具の貸與、農事に關する講習、講話、傳習及實地指導を行ひつゝあり

ハ　道原蠶種製造所　各道に一箇所宛を設置す原蠶種の製造配付を爲すと共に蠶業に關する試驗調査を行ひつゝあり

ニ　道蠶業取締所　朝鮮蠶業令の實施に依り其の執行機關の一として各道に一箇所宛を設置し蠶病の豫防及蠶種、桑苗の生産販賣繭販賣に關する取締を爲す

ホ　道種馬所　咸鏡北道の設立にして慶源郡雄基に在り種馬はサラブレット種、ハーニーの雜種及蒙古種を飼養し附近の地方馬に種付して改良を圖りつゝあり

ヘ　朝鮮農會　從來の朝鮮農會は任意團體として本會を京城に置き農業に關する調査研究を行ひ毎月一回内鮮文兩種の會報を發刊し講習會、講演會を開催し品評會、共進會、展覽會、競技會を開催する等官民の間に介在して農業の指導勸奬に努めつゝありしが大正十五年三月朝鮮農會令發布せられ其の實施を見るや系統農會の設立を促成し昭和二年三月には全鮮十三道農會を網羅せる中央農會たる朝鮮農會の設立を見るに至れり

ト　朝鮮畜産協會及び朝鮮蠶絲會　畜産の改良發達竝蠶絲業の改良發達を圖るを目的する任意團體なり何れも朝鮮を一圓となし官の施設に順應して設立されたるものにして會報の發行、講習會、講演會其の他進共會、展覽會、競技會を開催し專ら畜産及蠶業の進展に努めつゝあり

第十一節　水利組合

朝鮮水利組合令は大正六年十月一日施行せられたりしが昭和三年七月一日朝鮮土地改良令施行に伴ひ其の改正を見るに至れり

イ　水利組合の目的　水利組合は法人にして官の監督を受け灌漑排水、水害豫防又は朝鮮土地改良令第一條の土地改良を以て其の目的とす、尙土地改良を目的とする水

利組合は當分の內組合區域內の農事改良に關する施設を爲すことを得

ロ　水利組合區域及組合員　水利組合事業の爲利益を受くる土地を以て其の區域と爲す、而して灌漑排水又は土地改良を目的とする組合に在りては畓及畓となさむとする田若は未開墾土地等の所有者を以て組合員とし、水害豫防を目的とする組合に在りて田畓垈の所有者及事業の爲利益を蒙る家屋其の他の工作物の所有者を以て組合員と爲し又國有未墾地の利用者及驛屯土の買受の契約を爲したる者並に公有水面埋立の免許を受けたる者は之を土地所有者と看做し組合員と爲す

ハ　水利組合の設置合併分割廢止又は組合區域の變更　水利組合の設置は組合員たるべき者五人以上創立者と爲り組合規約を作り組合員たるべき者の二分の一以上にして組合の區域となるべき地の總面積の三分の二以上に當る土地所有者の同意を得て朝鮮總督の認可を受くるを要す、但し公有水面を組合區域に包含する場合に在りては尙其の他の土地の所有者の三分の二以上にして其の他の土地の總面積の四分の三以上に當る土地の所有者の同意を得ることを要す、而して其の合併、分割、廢止又は組合區域の變更を爲さんとするときは組合員又は組合員たるべき者の同意を得て朝鮮總督の認可を受けざるべからず

ニ　水利組合の機關

一、組合長及組合吏員　組合を代表し其の事業を處理する爲組合長を置き書記及技士をして其の事務を補助せしむ、特別の事情ある組合に於ては組合規約に依り副組合長、理事、出納役、技士長又は委員を置くことを得

二、評議會　評議會は組合長及評議員を以て組織し組合規約の變更、組合の費用を以て支辨すべき事業、組合の豫算、組合費、夫役現品、使用料、加入金の賦課徵收、起債其の他重要事項の諮問機關とす評議員は組合員中より互選し道知事の認可を受くるを要し其の任期を四年とす

ホ　水利組合の經費　水利組合は事業經營の爲每年度豫算を編成し經費を支辨す、之が爲組合員に對し組合費を賦課す、卽ち灌漑排水又は土地改良を目的とする組合に

在りては土地に對し水害豫防を目的とする組合に在りては土地の外家屋及工作物に對し組合費を賦課す、場合に在りては夫役現品を以て之に代へ組合員以外の者と雖組合區域内に居住し其の利益を享くる者に對しては夫役を賦課す、組合區域の擴張したる場合には新に編入せられたる土地の所有者より加入金を徴收す、其の他營造物の使用に對し使用料を徴收し或は積立金を爲し起債等を爲すことを得

ヘ　水利組合聯合會　組合區域の近接せる場合に於て用水引用の施設其の他に關し他の組合と共同行爲の必要上水利組合聯合會を設くることを得、聯合會は法人とし其の事務及事業の處理に關しては水利組合に準ずるものとす

ト　水利組合の監督　水利組合の監管は第一次に府尹、郡守、島司、第二次に道知事第三次を朝鮮總督とす、但し府尹、郡守又は島司組合長の職務を行ふ場合又は組合の區域數府郡に跨るときは第一次を道知事、第二次を朝鮮總督とす又組合の區域二以上の道に亘るときは第一次を朝鮮總督の指定したる道知事、第二次を朝鮮總督とす、尚二百町歩を超えざる水利組合に對する朝鮮總督の監督權は道知事に委任せらる

尚昭四年三月三十一日現在に於ける組合數は百二十六箇所にして組合蒙利面積總計十七萬八千八百六町歩、事業費合計一億一千六百三十三萬餘圓なり

第九章　商　業

第一節　朝鮮人の商業

古來朝鮮人の取引の大部分は市場に於て行はるゝを一般の慣例とす近時店舗を常設して商業に從事する者漸次增加するに至りしも市場は依然地方重要の商業機關にして昭和三年末に於ては全鮮を通じて其の數（現物市場を含む）一千三百九十一、一箇年取引額九億一千萬圓以上に達せり此等の市場は現物市場の如く毎日開會するものを除きては大概毎月五六回定期開市せられ附近の住民は勿論遠く八九里の地より來集す總督府は大正三年九月市場規則を公布し市場組織及監督に關する詳細の規定を設けたり市場には客主、居間、監考、典當の取引機關あり

イ　客主　本來の業務は委託を受けて取引を爲し又は手形の引受、割引、貸金及貨幣

の交換等を爲し併せて顧客を宿泊せしむるものにして其の商行爲とする所恰も內地に於ける問屋業に類せり其の委託販賣をなす貨物は穀物、牛皮等にして客主は絕えず市場の相場を通報し委託者は機を見て其の所有貨物を客主に送り指定價格を表示して販賣を委託し之と同時に客主は委託者に對して預り證書を交付し委託者の指定價格を以て販賣したるときは所定の口錢其の他諸經費を控除して殘額を委託者に交付するものとす

ロ　居間　賣買兩者の間に介在して諸般の周旋を爲し一定の口錢を受くるを本業とし恰も內地の仲立人と異ならず常に店主の店舗に出入し其の依賴を受けて賣買者を探索紹介し賣買成立の時報酬として口錢を得るものなり又居間には一定の出入客主を有し其の使用人となりて周旋の勞に當るものあり稍客主業と相似たるも客主は委託者の爲に賣買を紹介すると同時に表面自ら取引の當業者となりて權義の主體たるに反し居間は單に賣買業を紹介するに止まり取引に關して何等關與する所なし

ハ　監考　地方に依りて其の取扱ふ商品一定せざるも市場取引の米穀は賣買者自ら之を升量せず必ず監考の升量を受け其の手數料として一升に充たざる端數の米穀を收受するの慣習あり然れども市場規則の公布と共に今や殆ど其の跡を絕たむとす

ニ　典當業者（質屋業）　多くは金貸業者の一部分が兼業として之を營み純然たる典當業は殆ごなし典物は概ね金銀細工、衣冠、家具及什器等にして貸金の比準は借主の信用に依り異なるも評價の三割乃至五割を以て普通とし期限は一定せざるも普通の典物に在りては三箇月を以て一期とし金銀の如き價格異動の少きものに在りては稍々長し細民に融通する場合に在りては時期の頗る短きものあり然れども何れも利息支拂に依り延期し得ること及流質となりたる場合に典當權者當然に典物を賣却處分し得ることは內地質屋業と異なることなし

其の他商業機關として市場取引及契等に關する慣行あるも行政の刷新と共に漸次舊來の面目を改めつゝあり

第二節　內地人の商業

併合以前に於ける內地人の商業は概ね京城、仁川、釜山、馬山、群山、木浦、大邱、元山、清津、平壤、鎭南浦、新義州等內地人の集團地を中心とし其の附近を範圍とせしも併合以來諸般施設の發展と共に今や都鄙の別なく到る處之を見るに至れり

內地人の商業は穀物、海產物、牛皮等朝鮮物產の輸移出又は各種雜貨、綿絲布類、酒醬油、砂糖、燐寸等の移入貿易を主とし各種商品の卸賣小賣に從ふ者亦多く日用雜貨、米穀、呉服、煙草、酒、醬油、文房具、菓子、荒物及靑物類の商品は概して京城、仁川、釜山等の卸商より各地の小賣商に供給せらる

第三節　會社

會社の設立に對しては明治四十四年一月施行の會社令に依り許可主義を採用し來りたるも近時朝鮮人經濟力の發展著しく知識の程度一般に向上して會社に關する理解亦進歩し且朝鮮に於ける內地人の企業漸次其の發展を見るに至りしを以て大正九年四月一日該令を廢止せり但し取引所、保險業、有價證券の賣買若は其の仲立業を目的とする會社に限り其の事業の性質上一般の自由に放任するときは種々の弊害あらんことを虞れ之が取締に關する特別法令の公布を見るに至る迄當分從前の會社令を適用せらる

會社設立の狀況は產業の發達に伴ひ大規模の企業漸次增加し殊に近來各種工業を目的とする大會社の設立せらるゝもの多きを加ふる傾向を示せり

朝鮮に本店を有する會社營業種別

年次	農林業	商業	工業	水產業	鑛業	銀行及金融業	運輸業	瓦斯電氣業	其他	合計
昭和三年末	五	四九	四〇	三七	一三	一三三	一四八	四六	一六八	一、五四七
明治四十四年末	二	六六	三七	一	一	一九	一九	七	一	一三三

朝鮮に支店を有する內地又は外國會社營業種別

年次		農林業	商業	工業	水産業	鑛業	銀行及金融業	運輸業	瓦斯電氣業	其他	合計
昭和三年末	内地會社	四〇	二一	二九	七	一三	一〇	二一	三	一〇	一三
	外國會社	一	三	一	一	二	一	一	一	一	一
	計	四一	二四	二九	七	一四	一〇	二二	三	一〇	一六

第四節　商業會議所

商業會議所は商工業に關する重要の機關たるに拘らず從來何等據るべき法規なく其の事業上及監督上遺憾少からざりしを以て大正四年八月朝鮮商業會議所令を公布し同十月より之を實施せり同令施行前に在りては商業會議所の内地人の設立に係るもの十一朝鮮人の設立せるもの十四を算し多くは府制施行地に於て内鮮人各別に之を設立し又朝鮮人の設立せるものにして殆ど商業會議所存立の意義を有せざるもの尠からざりしも同令の施行に伴ひ之を整理して一地區一商業會議所となし内鮮人の共同を以て商工業の進歩發達を圖らしめ其の組織權限及監督に關しては一律に之を規定し以て會議所自體の地位資格を明にし所期の目的を達成せしむるに便し併せて適當の監督を加へ諸種の弊害を誘起するが如きことなからしめたり同令に基き商業會議所を設立せるもの現今京城、仁川、群山、木浦、釜山、大邱、平壤、鎭南浦、新義州、元山、清津の十一箇所とす

第五節　産業組合

産業組合制度は産業の現狀に照らし最も緊要の施設たるを認め大正十五年一月制令第二號を以て朝鮮産業組合令を發布し同年三月一日より之を施行せり本令は大體其の範を内地産業組合法に採りたるも信用事業は既に金融組合制度の施行せらるゝありて相當の發達を示せるを以て之と重複するを避け産業組合は其の業務の範圍を販賣、購買及利用の三種に限定し内地に於けるが如き信用組合制度は之を除外したり而して組合の設立に付ては制度創始の際徒らに數の多きを望まず先づ優良なる組合の設立に努め